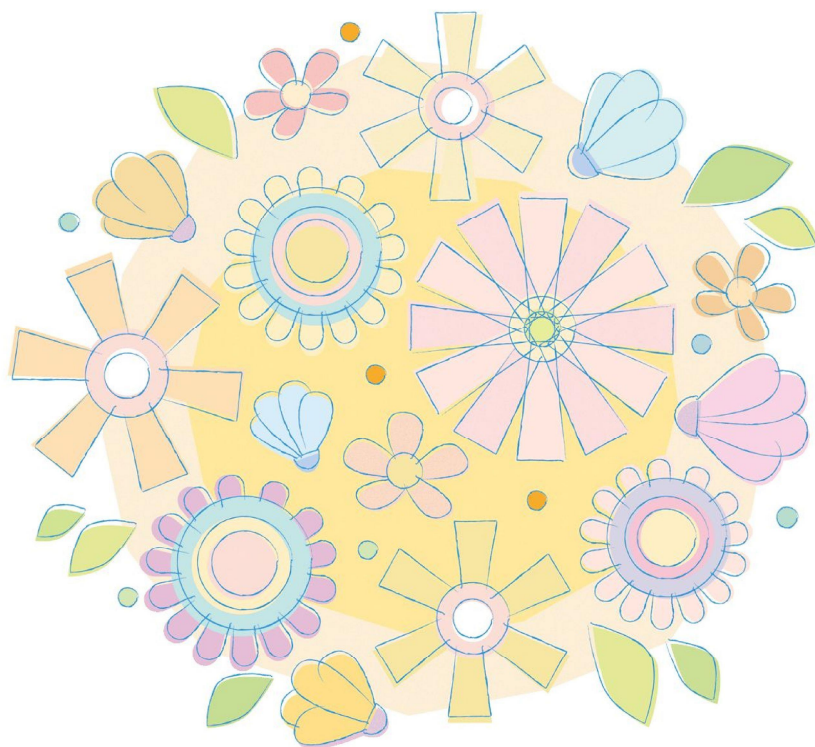


田布施町人権施策推進指針

～「一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまち 田布施」をめざして～



田布施町

令和8年3月

一人ひとりの

人権が尊重される心豊かなまち 田布施

をめざして



人権は、すべての人が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

本町では、第6次田布施町総合計画「～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」に基づき、住民一人ひとりが多様性を認め合い、人権が尊重されるまちをめざして人権教育・啓発に取り組んでまいりました。

現在、私たちの身近では、こども、高齢者や障がい者に対するいじめや虐待、外国人や感染者等に対する偏見や差別、インターネット上の誹謗中傷など、さまざまな態様の人権問題が存在し、社会・経済状況の変化とともに、その内容も多様化・複雑化しています。

こうした社会情勢の変化、国・県の動向、令和3年に実施した人権に関する町民意識調査等を踏まえ、このたび本町の人権施策の今後の方向性を示すとともに総合的に推進するため、「田布施町人権施策推進指針」を策定いたしました。

本指針の基本理念を「一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまち 田布施」と定め、諸施策を総合的に推進し、人権意識の高揚に努めてまいります。

結びに、策定にあたりご審議いただいた田布施町人権施策推進審議会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から厚くお礼を申し上げますとともに、本町の人権施策の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年(2026年)3月

田布施町長

東 浩二

目 次

第1章 指針の策定にあたって	1
1 人権の概念と人権教育・啓発の定義	1
2 指針策定の趣旨と背景	1
3 世界の人権の動向	2
4 国の動向	2
5 県の動向	3
6 本町の取組と課題	4
7 指針の位置づけ	5
第2章 基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 重点項目（3つのキーワード）	6
第3章 施策の推進	8
1 人権を尊重した行政の推進	8
2 人権教育及び人権啓発の推進	8
3 相談・支援体制の充実	10
第4章 分野別施策の推進	11
● 男女共同参画に関する問題	12
● こどもを取りまく問題	14
● 高齢者問題	16
● 障がい者問題	18
● 部落差別（同和問題）	20
● 外国人問題	21
● 感染症の問題	23
● プライバシーの保護	24
● インターネットにおける問題	25
● 拉致問題	27
● 環境問題	27
● 災害時における被災者問題	28

● 性の多様性に関する問題	28
● 罪や非行を犯した人の問題	30
● 犯罪被害者と家族の問題	31
● インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応	32
● ハンセン病問題	33
第5章 推進体制	34
1 推進体制の充実強化	34
2 国・県及び関係機関等との連携	34
3 企業の取組	34
4 相談・支援体制の充実	35
附属資料	36
人権に関する町民意識調査（令和3年3月実施）の概要について	36
用語解説	54
参考資料	58
○ 世界人権宣言	59
○ 日本国憲法（抄）	64
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	66
○ 田布施町人権施策推進審議会規則	68
○ 田布施町人権施策推進審議会委員名簿	70



第1章 指針の策定にあたって

1 人権の概念と人権教育・啓発の定義

(1) 人権とは

基本的人権尊重の原則を定めた世界人権宣言では、第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっています。

日本国憲法では、基本的人権の保障について「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」(第11条)、「自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」(第12条)としています。

また、憲法が保障する人権には「個人の尊重と生命、自由及び幸福追求の権利を尊重する」(第13条)、「法の下に平等であつて、差別されない」(第14条)、「思想・良心、表現、学問の自由」(第19条、第21条、第23条)や「健康で文化的な生活を送る権利」(第25条)などがあります。

さらに、第97条では「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としています。

このように、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」といえます。

(2) 人権教育・啓発とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、第2条で「人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義しています。

2 指針策定の趣旨と背景

人権は、基本的人権を保障している日本国憲法のもと、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利ですが、いまだに生命・心身の安全安心にかかわる脅威や不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、いじめや虐待、ハラスメントのほか、外国人等に対する偏見や差別、インターネットの普及によるSNS等での心無い書込みや差別を助長する情報の拡散等、人権が守ら

れていない事象が発生し、社会・経済状況の変化とともに、人権課題も多様化・複雑化しています。

こうした社会情勢、国・県の動向、これまでの本町の取組、令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」の結果等を踏まえ、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともにこれらを総合的に推進し、「すべての人に人権が保障される地域社会」の実現をめざすため、「田布施町人権施策推進指針」(以下「本指針」という。)を策定します。

3 世界の人権の動向

国際的には、世界を巻き込み、多くの尊い生命が失われ、世界に悲劇と破壊をもたらした二度にわたる世界大戦に対する反省から、国際連合(国連)は昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」を採択しました。

以来、国連はこの宣言を具現化するため、昭和40年(1965年)に「人種差別撤廃条約」、昭和41年(1966年)に「国際人権規約」、昭和54年(1979年)に「女子差別撤廃条約」、平成元年(1989年)に「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約が採択されました。

また、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権教育の推進と普及を宣言しました。その精神は、平成17年(2005年)から実施された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。

さらに、平成18年(2006年)には「障害者権利条約」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

また、平成23年(2011年)には、すべての国家とすべての企業に適用される「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択され、人権の尊重における国家としての義務や企業の役割について示されています。

平成27年(2015年)には、「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」を国際社会共通の理念に、すべての人々の人権の実現をめざすことが示され、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取組が展開されています。

さらに、世界では近年大きな課題となった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関しては、国連人権高等弁務官事務所が国際的な指針である「COVID-19 ガイダンス」を作成し、さまざまな領域の人権を尊重することの必要性和世界各国で取り組むことの必要性を提言しています。

4 国の動向

我が国においては、昭和22年(1947年)に国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、これまで人権に関する条約の批准や法整備等が講じられてきました。

平成9年(1997年)には、国連総会において決議された「人権教育のための国連10年」を受けて『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されたほか、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国の責務となりました。

この法律を踏まえ、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年(2002年)には同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

この「人権教育・啓発に関する基本計画」は、平成23年(2011年)の閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が加えられ、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が相次いで施行されるなど、人権に関する個別の法律の整備により、女性、子ども、障がい者、部落差別(同和問題)等、さまざまな人権課題について、その改善に向けた施策等が推進されています。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や誹謗中傷が社会問題となる等、人権を取り巻く状況の大きな変化も見られました。

平成28年(2016年)には、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針」が、令和2年(2020年)には、企業活動における人権尊重の促進を図るため、『ビジネスと人権』に関する行動計画が策定されました。

令和6年(2024年)に、法務省から委託を受けた有識者検討会において、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しに関する提言(報告書)が提出され、同年には、「プロバイダ責任制限法」が改正されました。また、令和7年(2025年)には、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、同年6月に、第二次「人権教育・啓発に関する基本計画」が決定されました。

5 県の動向

山口県においては、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されたことを踏まえ、平成14年(2002年)に「山口県人権推進指針」が策定され、平成19年(2007年)には、指針の「分野別施策の推進」について改定が行われました。その後、社会情勢の変化や新たな人権課題も生じていることから、平成20年(2008年)と令和元年(2019年)に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、平成24年(2012年)と令和6年(2024年)に「山口県人権推進指針」の改定が行われました。

この「山口県人権推進指針」においては、県民すべてが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い「いのち」の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「自由(じゅう)」・「平等(びょうどう)」・「生命(いのち)」の3つのキーワードをもとに、人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。また、山口県教育委員会では、「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育を推進する上での基本的な方向を示すものとして平成14年(2002年)に「人権教育の推進にあたって」を作成し、平成15年(2003年)には、この考え方や進め方をさらに具体的に説明した「人権教育推進資料」が作成されました。

平成23年(2011年)には、『人権教育の推進にあたって』と『人権教育推進資料』の見直しを行い、『人権教育推進資料(新訂版)』としてとりまとめられましたが、平成24年(2012年)の「山口県人権推進指針」の改定を受けて、学校・地域社会における自主的な取組がより高まるよう、「山口県人権教育推進資料」として作成されました。

また、令和7年(2025年)には、令和6年(2024年)の「山口県人権推進指針」の改定に合わせて、学校や地域社会において、自主的な取組がより一層高まるよう、「山口県人権教育推進資料」の改定が行われました。

6 本町の取組と課題

幅広い人権課題に総合的な取組を推進する全庁的な組織として「人権行政庁内連絡会議」を平成20年(2008年)に設置しました。

平成22年(2010年)に、町民、団体及び企業等との協働による組織として「田布施町人権施策推進協議会」を設置したほか、平成15年(2003年)には、「田布施町人権教育推進協議会」を設置し、人権教育の推進に努め、人権施策の総合的な取組を推進してきました。

令和7年(2025年)には、本指針の施策の基本方針に関することや、施策の推進に関することを調査審議するため「田布施町人権施策推進審議会」を設置し、人権に配慮した行政の推進に努めています。また、人権諸施策の推進等の参考に資するため、令和3年(2021年)に「人権に関する町民意識調査」を実施しました。

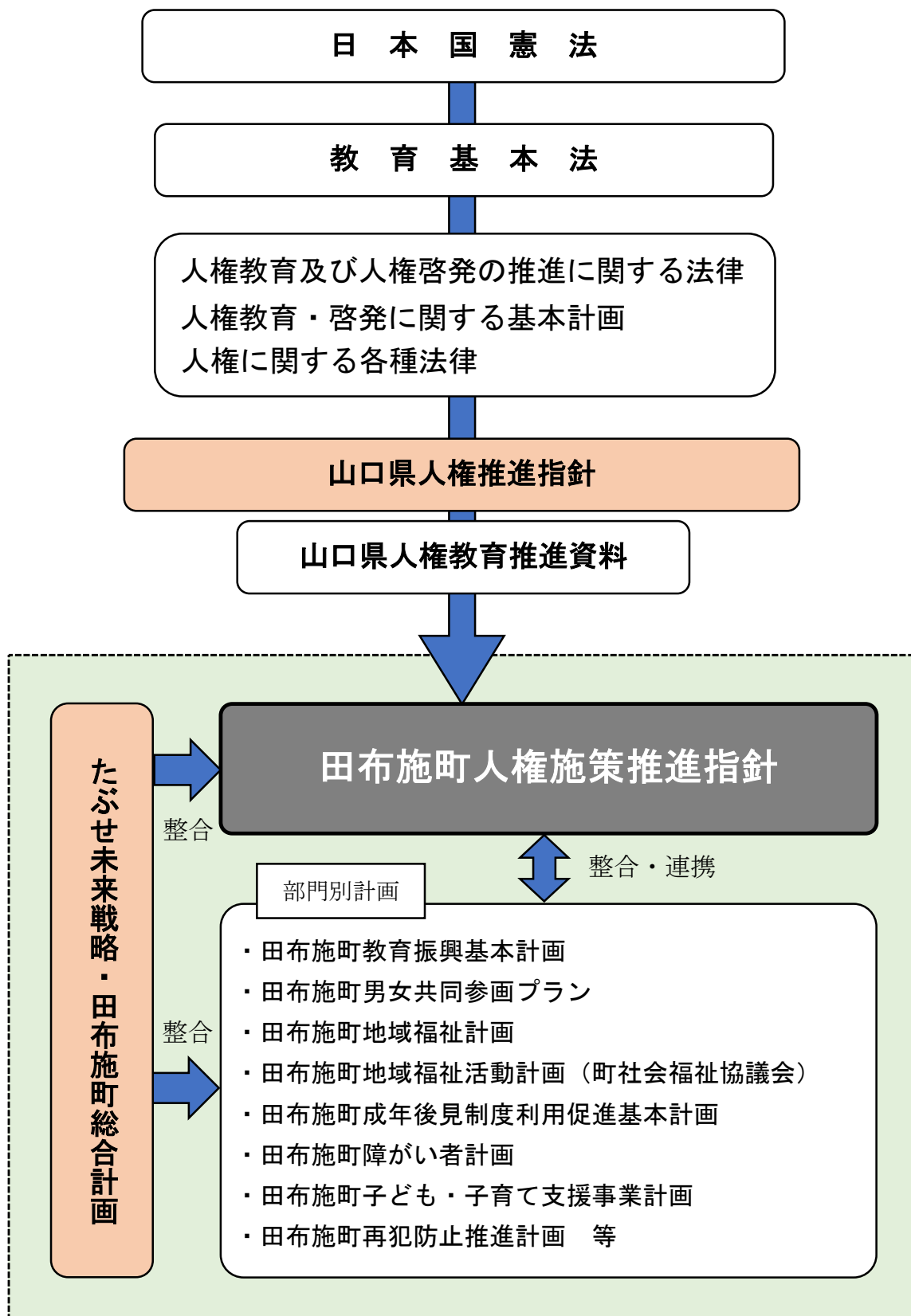
その調査によると、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人の割合は22.8%となっており、地域や職場などでの仲間はずれ、名誉毀損・侮辱、差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・門地・心身の障がいなどによる不当な扱い)など、さまざまな人権問題が依然として地域社会に存在していることが分かります。

また、近年では、意図的な差別や認識不足による結果的な差別のほか、虐待、いじめ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの人権侵害が発生しています。

特にインターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信が新たな社会問題となっています。

7 指針の位置づけ

本指針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原理を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいており、町が策定する部門別計画に人権尊重理念を浸透させる役割を担っています。



第2章 基本的な考え方

1 基本理念

人はすべて自由（じゆう）にして平等（びょうどう）であり、一人の人間として互いに尊重されなければなりません。

町民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に成長する社会づくりを進めるためには、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人間尊重」を基本的な考え方とする必要があります。

令和3年(2021年)に策定した「第6次田布施町総合計画」において、「～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」を将来像に掲げています。

その実現に向けた基本目標として「心豊かに輝けるまちづくり」を掲げ、施策の「人権意識の高揚」に向けて、住民一人ひとりが、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合う考え方を持ち、人権が尊重されるまちをめざしています。

この総合計画における人権施策の推進では、「人権教育・人権啓発活動の推進」、「人権相談体制の充実」、「多様性（LGBT）への対応」に取り組むこととしております。

また、令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」の結果では、人権が尊重されていると感じている人の割合が前回の意識調査より高くなっています。

継続して人権教育や人権啓発に取り組むため、本指針の基本理念を「一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまち 田布施」と定め、人権教育及び人権啓発に関する施策に取り組めます。

基本理念

一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまち 田布施

2 重点項目（3つのキーワード）

本指針では、基本理念の実現に向けて、次の3点を重点項目として取り組みます。

山口県人権推進指針では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とし、「じゆう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「いのち（生命）」をキーワードとして諸施策を推進することとしています。

本町においても、この3つをキーワードとして、諸施策を総合的に推進し、人々が共に生きるまちの実現をめざします。

じゅう（自由）

だれもが 人として大切にされ 自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします

実現に向けて



町民一人ひとりが 自由にものごとを考え 自由の意義を理解し自ら決定していくことが大切となります

びょうどう（平等）

だれもが 社会の一員として等しく参加・参画し 個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします

実現に向けて



町民一人ひとりが 平等に権利を有していることを理解し お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります

いのち（生命）

だれもが 尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします

実現に向けて



町民一人ひとりが かけがえのない生命を大切にし 安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります

第3章 施策の推進

「一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまち 田布施」の実現に向けて諸施策を総合的、計画的に推進します。

1 人権を尊重した行政の推進

職員一人ひとりが町民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、問題意識をもって業務に当たる必要があります。人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 町政の運営に当たっては、町民の人権を尊重するという視点に基づいて行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、親切的な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚を高める職員研修を充実します。

2 人権教育及び人権啓発の推進

本町では、これまでさまざまな人権問題に対する正しい理解と人権を尊重するための教育・啓発活動を推進してきましたが、今後も引き続きこれまでの取組を踏まえ、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。

これまで、本町では学校をはじめ、家庭や地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を進めてきました。

ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ①実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。
- ②児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。

- ③児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、県と連携し職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ①社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するように支援します。
- ②地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。
- ③企業等が、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて社会的責任の自覚を深め、経営者や従業員一人ひとりが人権問題に対する正しい認識を持ち、人権意識の高揚を図ることができるよう支援の充実に努めます。

ウ 家庭教育への支援

家庭のふれあいや、親子の共同体験の機会の充実に努めるなど、家庭教育への支援に努めます。

- ①学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- ②家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実に努めます。

(2) 人権啓発の推進

町民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、さまざまな人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア 人権尊重の理念についての理解が深まるよう啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

- ①さまざまな人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
- ②町広報紙、ホームページ、SNS等の広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進します。
- ③「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

イ 町民の自主的な人権学習の取組を促進するため、学習活動のための必要な情報の提供等に努めます。

ウ 町民の理解と共感が得られる啓発内容や啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

現在、人権問題に関する相談は、国においては、法務局と人権擁護委員により実施されており、町では、法律相談や困りごと相談、その他、子どもや高齢者、障がい者を対象とした相談など、その内容に応じた各種専門の相談窓口を設置し対応しています。

しかしながら、町民の意識の高まりや、社会情勢の変化等による新たな人権問題の発生などにより、今後、ますます相談機関の必要性、重要性は高まるものと想定されるため、さらに、相談機関相互の連携・強化を図ることが求められます。

(1) 相談機関相互の連携

ア 行政機関及び人権擁護委員による相談支援体制の連携・強化を図ります。

イ 「みんなの人権 110 番」、「こどもの人権 110 番」、「女性の人権ホットライン」、「女性の人権相談・DVホットライン」、「女性犯罪被害相談電話」、「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」、「高齢者介護等相談」、「心身障害者の相談」、「障害を理由とする差別に関する相談」、「エイズ相談」、「ハンセン病相談」、「就職相談」、「非行・いじめ等相談」などの専用電話による相談機関との連携を図ります。

ウ 社会福祉施設等の利用者に対する相談機能を充実します。

エ こどもたちの学校内や日常生活における悩みごとに対して、こどもたちへのアンケートや教育相談のほか、人権擁護委員による「こどもの人権 SOS ミニレター」の周知を図ります。

オ 全国一斉「人権擁護委員の日」における相談機関との連携を図ります。

カ 町広報紙やホームページ等のさまざまな広報媒体を通じ、山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等の相談窓口機関等に関する情報の提供を推進します。

キ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(2) 相談者等への支援の推進

ア 平成 13 年(2001 年)の人権擁護推進審議会答申に基づく人権救済制度創設の状況を踏まえ、国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、相談機能の充実や関係機関とのネットワークの強化を図ります。

イ 山口県男女共同参画相談センターによる一時保護や自立支援、児童相談所の一時保護、成年後見制度の利用促進、障がい者の就労支援などの取組については、関係機関等との緊密な連携を図ります。

第4章 分野別施策の推進

● 男女共同参画に関する問題	12
● こどもを取りまく問題	14
● 高齢者問題	16
● 障がい者問題	18
● 部落差別（同和問題）	20
● 外国人問題	21
● 感染症の問題	23
● プライバシーの保護	24
● インターネットにおける問題	25
● 拉致問題	27
● 環境問題	27
● 災害時における被災者問題	28
● 性の多様性に関する問題	28
● 罪や非行を犯した人の問題	30
● 犯罪被害者と家族の問題	31
● インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応	32
● ハンセン病問題	33

1 現状と課題

昭和 50 年(1975 年)の国際婦人年を契機として、世界的規模で女性の地位向上を図るための取組が進められました。我が国においても「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、さらには「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、法制面での整備が行われてきました。

また、平成 12 年(2000 年)に「男女共同参画基本計画」、令和 2 年(2020 年)に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

平成 27 年(2015 年)には、「女性の職業生活における活躍に関する法律」が施行され、女性が職業の場で活躍できる環境の整備等について、事業主はもとより社会全体における取組が求められることになりました。

県においては、平成 12 年(2000 年)に「山口県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、国の基本法及びこの条例に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる取組が進められてきました。

本町では、平成 20 年(2008 年)に「田布施町男女共同参画プラン」を策定し、平成 25 年(2013 年)に「第 2 次田布施町男女共同参画プラン」、平成 30 年(2018 年)に「第 3 次田布施町男女共同参画プラン」を改定し、さまざまな分野において男女共同参画社会の実現に向けた計画の推進に県、関係機関・団体等と連携して取り組んできました。

令和 5 年(2023 年)には、「第 4 次田布施町男女共同参画プラン」を改定し、基本理念を「認め合い 支えあい あなたも わたしも とともに輝く たぶせ」と掲げ、3つの基本目標と 6つの重点項目を定め、一人ひとりが社会の対等な構成員として、認め合い、尊重し合いながら、さまざまな分野において個性や能力を発揮できる男女共同社会の実現をめざしています。

これまでの取組により、事業所の管理職に占める女性割合が増加し、固定的な性別役割分担意識に改善傾向が見られるなど、一定の成果を上げていますが、男女の地位の平等感については、多くの分野で男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高いなど、依然として解決すべき課題が残されています。

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる取組を推進していく必要があります。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q)女性に關することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは…

①男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家事など）をおしつけられること

49.5%

②職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇 40.1%

2 基本方針

男女が社会の一員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、お互いの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を計画的に推進します。

(1) 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女ともに対等な構成員として参画できる社会を実現するためには、固定的な役割分担意識の解消や、男女平等意識を高める等、一人ひとりの意識改革が必要となります。

幼少期から生涯を通して、男女共同参画に関する教育・学習環境を整えることにより、固定観念にとらわれず、男女ともに活躍できる社会をめざしていきます。また、男女共同参画に関する実態調査を行い、施策に反映していきます。

(2) みんなが共に活躍できるまちづくり

共働き家族が増加していることを踏まえ、仕事・家庭・地域活動が両立できるような環境を整備する必要があります。また、子育て・介護等の支援体制の充実を図ります。

職場においては、育児・介護休業制度、短時間勤務制度等の周知に努め、男女とも取得促進を図ります。また、男性が、家事・育児等に参画しやすくなるような支援を行います。

男女双方の意見を施策や方針に反映させるため、意思決定の場での男女共同参画を推進する必要があります。

そのため、町における委員会・協議会等では積極的な女性の登用を行います。また、女性の働き方について、多様な選択を可能とするため、就業や起業、リーダー育成、再就職等、国や県、関係機関と連携して支援を行います。

(3) みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり

新型コロナウイルス感染拡大による外出制限等の影響により、女性・女兒に対する暴力の増加が問題となりました。また、近年では、SNS等のコミュニケーションツールによる暴力が過激化しています。

そのため、幼少期から暴力根絶に向けての意識醸成及び啓発をする必要があります。

被害者に対しては、相談窓口・体制を充実させ、関係機関と連携することにより、早期発見や被害者の自立支援に向けた取組を行います。

1 現状と課題

少子化の進行、家族形態の変化、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、インターネットやスマートフォンの普及により、近年こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会変化の中で児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、貧困、ヤングケアラー等のこどもの人権に関する問題は複雑化・深刻化しています。

昭和 22 年(1947 年)に「児童福祉法」が施行され、昭和 26 年(1951 年)には「児童憲章」が定められ、こどもの権利を保障する基本的な法制度が整備されました。

また、平成元年(1989 年)に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、こどもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者としても位置付けられています。

平成 11 年(1999 年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)の制定、さらに、平成 12 年(2000 年)に「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行されました。

近年では、平成 25 年(2013 年)に「いじめ防止対策推進法」(いじめ対策法)、平成 26 年(2014 年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)、平成 27 年(2015 年)に「子ども・子育て支援法」が施行されるなど、こどもの人権を守るためのさまざまな法律が整備されました。

本町では、令和 7 年(2025 年)に「第 3 期田布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔と元気を地域 みんなが支える田布施」を基本理念として、未来の田布施町を担うこどもが、笑顔で健やかに成長し、幸せに暮らすことができるよう、地域 みんなでこどもの育ちや子育てを支えるとともに、こどもの成長と笑顔が田布施の元気と未来につながる、町づくりを進めています。

相談・支援体制を充実するとともに家庭・学校・地域・企業・行政がそれぞれ役割を分担し、緊密な連携を取りながら、協働して取り組むことが大切です。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) こどもに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは・・・

①大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等行うこと 53.2%

②こどもの間でいじめが行われていること 47.9%

2 基本方針

こどもは、誕生した瞬間から、家族の大切な一員であると同時に、社会にとっても次世代を担うかけがえのない存在となります。

こどもは、親をはじめとする大人の保護のもとで成長しますが、ひとりの人間であり大人と同じ人格をもつ存在として、その人権が尊重されなければなりません。

次世代を担うすべてのこどもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の啓発に努め、こどもの権利を大切にする取組を充実します。また、虐待防止やいじめ対策のため、関係機関等と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めるほか、いじめに対する相談体制の充実を図ります。

(1) こどもの権利を大切にする取組の充実

こどもの権利擁護を推進するため、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の趣旨について普及啓発を行うほか、人権学習の実施などに取り組みます。

(2) 虐待防止対策の充実

児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を通じて連携を強化し、地域における連携体制の強化を図ります。併せて、田布施町こども家庭センターを中核とした相談支援体制を充実させ、家庭児童相談室、やまぐち子育て福祉総合センター、やまぐち母子健康サポートセンター、教育相談室、家庭教育支援ダイヤル等と連携しながら、きめ細やかな相談対応を行います。

さらに、オレンジリボンキャンペーンの推進を通じて、児童虐待防止に関する地域全体の理解と関心を高めるため、虐待防止について周知啓発を図ります。

(3) いじめ対策の充実

「田布施町いじめ根絶アピール」及び「田布施町いじめ防止基本方針」は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応の視点から、いじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進するために策定しています。いじめに対する相談体制を充実するため、各校において教育相談担当を中心に教育相談を行います。

(4) こどもの生活・学習の支援

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、こどもに対する学習支援や居場所づくり等、必要な支援を行います。

(5) こどもの立場の尊重

教職員のこどもに対するハラスメントや体罰を含む不適切な言動の根絶に努めるとともに、こどもが安全な学校生活を送れるよう、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めます。また、家庭、地域、学校、家庭教育支援チーム（チームたのじ）などが一体となって、こどもを見守る体制の充実を図り、学校、保育所等におけるこどもの安全確保に努めます。

1 現状と課題

平成12年(2000年)には「介護保険制度」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。

疾病や障がいにより長期にわたって介護を必要とする人々には、自分の意思が尊重されるような介護サービスが提供されなければなりません。

家庭、地域や施設において高齢者に適切な介護が提供されない「介護放棄」、暴力を加えられる「身体的虐待」、言葉の暴力により精神的に追い詰められる「心理的虐待」、資産を勝手に使われたり処分されたりする「経済的虐待」など、高齢者に関するさまざまな人権侵害を防止するため、平成18年(2006年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれており、高齢者の権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの基盤強化をはじめ、社会的な支援システムの整備・充実を図ることが必要です。

こうした高齢者施策を計画的に推進し、生涯にわたり、だれもが健康でいきいきと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、県では、令和6年(2024年)に「やまぐち高齢者プラン」が策定されました。

本町では、令和6年(2024年)に「第10次田布施町高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)」を策定し、高齢者が尊厳をもちながら地域で自立した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の充実・深化を進めてきました。

しかしながら、高齢社会を迎え、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者等も増加が見込まれます。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の人権についての意識啓発や、虐待防止などの権利擁護に取り組むとともに、できる限り自立して生きがいを持って暮らしていけるための支援体制や環境づくりが求められます。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) 高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは・・・

①悪徳商法や特殊詐欺、財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること

61.9%

②経済的に自立が困難なこと 31.2%

2 基本方針

「第10次田布施町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、地域で生活する高齢者一人ひとりが、自ら社会的な役割や生きがいを持ち、お互いに助け合いながら健康に暮らしていくことのできる地域づくりをめざして、「ともに支えあい 安らぎのあるまち」を基本理念としています。

今後、後期高齢者人口の増加が見込まれる中、認知症高齢者等の増加や一人暮らし高齢者の増加による成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への早期対応への取組を推進します。

(1) 成年後見制度の利用支援

「田布施町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域包括支援センターや各種専門職団体等と連携し、成年後見制度の利用やその他必要な支援につなげる等、包括的な支援体制の強化を図ります。また、判断能力が不十分な認知症高齢者等が成年後見制度を利用できるよう広く普及啓発を行うとともに、身寄り等がなく、判断能力が不十分な認知症高齢者等を対象に、本人の代理として財産管理や身上監護等の成年後見制度の手続きの支援を行います。

(2) 権利擁護にかかる体制整備

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階から相談・対応のできる体制を整備し、意思決定支援の身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援が行えるよう、地域連携ネットワークを構築するとともに、地域の権利擁護支援の機能を果たすよう、相談機能、広報機能中心に取組を推進します。

(3) 高齢者虐待の未然防止と早期対応

本町の高齢者虐待防止に関する相談・通報窓口は健康保険課とし、高齢者虐待に関する早期発見・早期対応については、地域包括支援センター等関係機関と連携し行います。

(4) 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が地域社会の一員として、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、その豊かな知識や経験、技能等を活かして、住民相互の支援活動を行うなど、地域を支える担い手として積極的に社会参画することを促進し、その活力を地域づくりに活かす取組を推進します。

また、高齢になっても、なお活動的な生活を送れるよう、壮年期からの健康的な生活習慣の確立や維持に向けて、身近なところで健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進します。

(5) 世代間の相互理解と交流の促進

高齢者のコミュニティ・スクールでの活動など、世代間の相互理解と交流を促進することにより、こどもが高齢者を身近に感じる環境づくりを進め、優しさと思いやりの心を培っていきます。

1 現状と課題

平成 23 年(2011 年)に「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等が基本理念として位置づけられました。その後、平成 24 年(2012 年)に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、障がいのある人への虐待防止及び養護者への支援体制が整備されました。

さらに、平成 28 年(2016 年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、行政機関や事業者に対して、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など、制度整備が進められています。

県においては、令和 4 年(2022 年)に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が制定され、令和 6 年(2024 年)に「やまぐち障害者いきいきプラン」が策定されました。

本町では、「障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、認め合いながら共生する社会の実現 ～誰と、どこで、どのように生活するのかを自ら選択できる社会を目指して～」を基本理念とする「田布施町障がい者計画」を策定し、障がい者福祉施策の充実に取り組んでいます。

しかしながら、日常生活はもとより、社会参加、働く場の確保など、障がいのある人を取り巻く社会環境には、未ださまざまな障壁(バリア)があります。

また、障がいのある人に対する誤った認識や偏見・差別も依然として残っており、これらさまざまな障壁を取り除き(バリアフリー)、障がいの有無に関わらず、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けて、互いに支え合いながら、障がいのある人の社会参加と生きがいを地域全体で推進していくことが求められます。

障がいのある人は、特別の存在ではなく、障がいのない人と同じ自立した主体的存在です。地域で協働して支え合い、社会全体で、障がいのある人の自立を支援し、社会参加と生きがいを一層進めていく必要があります。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) 障がいのある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは…

①障がいのある人や障がいについて、人々の理解が不足していること 51.3%

②働く場や働くための支援が十分でないこと 33.4%

2 基本方針

障がい者差別は、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼします。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）等の趣旨についての理解を、町民一人ひとりが深め、誰もが暮らしやすい社会をつくるための取組を推進します。

(1) 障がいへの理解促進

さまざまな場や機会を活用し、障がいや障がいのある人に関する情報を提供し、町民の正しい理解と認識の普及を図ります。また、障がい者団体・ボランティア団体が実施する障がいへの理解促進事業や啓発事業を支援します。

(2) 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備

障がいのある人が希望する地域で、自立した生活を営むことができるよう、地域生活への移行を推進するとともに、地域定着のための支援を行います。

また、障がいのある人が必要とする情報へのアクセシビリティの向上が図られるよう努めるとともに、障がいのある人が円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実に努めます。

(3) 障がい者虐待防止と権利擁護の推進

町では、柳井圏域障害者虐待防止センター（柳井市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町）を設置し、障害者虐待に関する相談や通報の受付を行っています。

誰もが虐待を通報できる環境整えることで、虐待の早期発見、防止並びに解決に向けた取組を推進します。

また、成年後見制度利用支援事業の実施等により、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

(4) 自立と社会参加に向けた雇用・就労支援

就業面、生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの活動の充実に図り、障がいのある人への相談支援を実施し就労を促進するとともに、関係機関と連携し、職場での定着が図られるよう支援します。

(5) 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

スポーツや文化芸術活動など障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図るとともに、スポーツや文化芸術活動を通じた障がいのある人とない人との交流機会の拡充に努めます。

また、障がいのある幼児・児童生徒がきめ細かな指導や切れ目ない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばすことのできる体制の充実に努めるとともに、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進します。

1 現状と課題

昭和 40 年(1965 年)に提出された同和対策審議会答申において、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識がなされました。

昭和 44 年(1969 年)には「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後昭和 57 年(1982 年)に「地域改善対策特別措置法」が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わりました。

昭和 62 年(1987 年)には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。

特別措置法が平成 14 年(2002 年)3 月をもって失効し、特別対策の終了に伴い、他の地域と同様に必要とされる施策を一般対策として実施することとなりました。

こうした中、国において、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成 28 年(2016 年)に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、部落差別は許されないものであること、国や地方自治体の責務が明記されました。また、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、同法律案に対する附帯決議が行われました。

町民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する正しい理解を深め、人権尊重の視点に立ち、部落差別の解消に向けた教育・啓発活動を推進していく必要があります。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) 同和問題に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは…

①結婚問題で周囲に反対を受けること 34.8%

②差別的な言動をされること 32.2%

2 基本方針

町民一人ひとりの理解を深め、部落差別（同和問題）を解消するため、必要な施策、教育及び啓発を行うよう努めます。

(1) 教育・啓発

国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めます。情報化の進展に伴ってさまざまな差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、社会的・歴史的背景、経緯等を十分に認識し、基本的人権を尊重するという視点に立って、教育・啓発活動を推進します。

また、町民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう関係機関等と連携し、地域、職場、家庭等において部落差別（同和問題）を解決するための啓発活動を推進します。

（2）相談体制の充実

麻郷福祉会館をはじめ、関係行政機関等と連携し、部落差別（同和問題）に関する相談体制の充実に向けて取り組んでいきます。

外国人問題

1 現状と課題

国際化の進展や深刻化する人手不足に伴う外国人材の受入れ等により訪日や日本で生活する外国人が増加傾向にあります。地域において外国人と接する機会が増えていますが、言語、宗教、文化、習慣等の違いから外国人に対するさまざまな人権問題が生じています。

外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や特定の民族等の人々へ差別的な言動をするヘイトスピーチが社会的な問題となっています。

国では、昭和 54 年(1979 年)に「国際人権規約」を批准し、平成 7 年(1995 年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

平成 28 年(2016 年)には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを鑑み、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

また、平成 29 年(2017 年)に内閣府が行った調査では、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「アパート等への入居を拒否されること」、「差別的な言動をされること」等が問題となっています。

国としては、「難民の地位に関する条約」や「人種差別撤廃条約」による外国人の人権保障の取組が進められ、外国人登録証の指紋押捺制度が全廃、新しい在留管理制度の開始により、適法に在留する外国人に対する利便性の向上が図られています。

国際化が地域レベルで広がる中、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、人種や言語、宗教による差別を撤廃するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努め、互いに理解しあえる共生社会の構築が求められています。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) 外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは・・・

①言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと 43.0%

②言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと（嫌がらせを受けること） 37.3%

2 基本方針

国際化が進展する中、言語や習慣、文化の違いを認め合い相互理解を図るため、一人ひとりが心の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、多様な文化や人々が共存していける多文化共生の地域づくりに向け、啓発活動や交流活動による相互理解の促進に努めます。

また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の推進に努めます。

(1) 国際感覚豊かな町民の育成

青少年の語学能力や国際感覚の醸成、町内に住む外国人と町民がお互いの文化を理解し交流するなど地域の国際化に努めます。

山口県 JICA デスクと連携して、各小中学校の児童生徒並びに教職員を対象とした、国際交流授業を行い、開発途上国で国際協力に携わってきた JICA 海外協力隊経験者（国際交流員）の貴重な体験やエピソードを紹介したり、また、体験を通じて感じた違いを認めて個を尊重することの大切さなどを学ぶ授業を行うよう努めます。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの推進

外国人の人々が、安心して生活することができるように、日常の生活情報をまとめたガイドブックの作成や、防災情報の普及・啓発のため外国語版ハザードマップの作成・配布などに努めます。

(3) 相談体制の整備

国や県、(公財) 山口県国際交流協会などの関係機関と連携し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応じ、解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めます。

(4) 教育・啓発

本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動及び啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めます。

1 現状と課題

H I V感染やA I D S（後天性免疫不全症候群）、O 1 5 7などの感染症については、病
気に対する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者をはじ
め、感染経路として疑われた関係者等に対する偏見や差別が存在しています。

近年では、令和元年(2019年)末ごろから世界的に流行した新型コロナウイルス感染症につ
いても、感染した人やその家族、また、医療従事者に対する誹謗中傷や不当な取扱いが発生
したりするなど差別行為が発生しています。

平成11年(1999年)に感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律」が施行されました。

令和3年(2021年)には、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別を防止するための規定
を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行されました。

これらも踏まえ、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭において、あらゆ
る機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点か
らの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進してい
く必要があります。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) 感染症患
者等（H I V感染者・患者）に関することがらで、問題があると思われるのはどのような
ことですか」の問いでは・・・

①治療や入院を断られること 35.8%

②差別的な言動をされること 34.2%

2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭においた総合的な施策を推進
します。

(1) H I V感染者やA I D S患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知識の 普及啓発の推進

治療法の進歩によりH I V感染者の予後が改善され、感染の早期把握、治療の早期開
始・継続によりA I D Sの発症や他者への感染を防ぐことができるとともに、H I Vに感
染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

しかし、現状は正確な情報が十分に伝わっているとは言えず、偏見や差別の意識を払拭
していかなければなりません。

また、学校教育や世界エイズデーなどにおいて、H I V感染及びA I D Sに対する正しい知識の普及啓発を推進します。

(2) O 1 5 7 など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進します。

とりわけ、新興感染症の発生・まん延時においては、患者等に対する差別的取扱いを防止するため、国や関係機関等と連携し、新興感染症についての情報収集や迅速かつ正確な情報発信等を通じて、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

プライバシーの保護

1 現状と課題

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成 15 年(2003 年)に「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。

県においては、令和 3 年(2021 年)、同法の改正により、法が直接適用されることとなり、令和 4 年(2022 年)に、法の施行について必要な事項を定めるため「個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されました。

本町では、平成 12 年(2000 年)に「田布施町町個人情報保護条例」を制定して個人情報の保護を図ってきました。その後、法律の改正に伴い、令和 4 年(2022 年)に「田布施町個人情報保護法施行条例」に改定しています。また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、田布施町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとするなど、個人情報の保護を図っています。

最も身近で重大な課題として情報の管理や秘密の厳守、個人情報の保護に関する啓発を推進していく必要があります。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは…

①個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データー等を盗用・横流し・流出

(紛失) すること 72.7%

②知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を

受けること 55.0%

2 基本方針

事業者や町民に対して、個人情報保護の重要性についての啓発活動に努めます。

インターネットにおける問題

1 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、反面、その匿名性を悪用し、ホームページやSNSに個人や集団を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、被害者救済の観点から、平成14年(2002年)に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)を施行し、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

さらに、令和3年(2021年)に同法を改正し、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの見直しを行い、令和6年(2024年)には、法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)に改め、大規模プラットフォーム事業者に投稿の削除に関し、対応の迅速化と運用状況の透明化の具体的措置を求める制度整備を行いました。また、令和4年(2022年)には、インターネット上の誹謗・中傷が特に社会問題となっていることを契機として、実態への対処及び抑止対策として、侮辱罪の法定刑の引き上げを行いました。

一方、プロバイダ業界においても、平成14年(2002年)の「プロバイダ責任制限法」の施行に併せて、削除要請の手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、平成19年(2007年)には、発信者情報の開示請求手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。

さらに、平成21年(2009年)には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービスの利用を普及していくこととなり、平成30年(2018年)には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られました。

こうした状況を踏まえ、町民一人ひとりがインターネットの特徴をよく理解するとともに、インターネットには必ず現実の「人」が関与していることに思いをはせ、人権に配慮した利用を心がけることが大切です。

また、インターネットによる周知に際しては、高齢者、障がい者、外国人など誰にでも分かりやすいホームページの作成や、紙媒体での情報提供も行うなど、誰もが平等に情報を得られるようにする必要があります。

2 基本方針

(1) 適正なインターネット利用の促進

インターネット上での人権侵害行為に対しては、関係機関等との連携を図りながら適切に対応（相談体制の充実、ネットを悪用した差別に対する削除要請等）していくとともに、町民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身につけ、マナーやルールを守って、インターネットや電子メールなどの活用ができるよう、啓発活動を推進します。

また、誹謗中傷に関する幅広い相談に対しては、山口地方法務局や総務省の違法・有害情報相談センター等と連携し、適切に対応するほか、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に基づく国の取組を注視しながら、的確な情報提供などの支援に努めます。

(2) 情報モラル教育の推進

学校において、1人1台タブレット端末等やスマートフォンの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、情報社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

また、保護者に対して、児童生徒が使用するパソコンやスマートフォンにおけるフィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作り等、児童生徒の心身の成長の過程に応じたインターネットやSNS等の利用の適切な管理についての普及啓発に努めます。

(3) 人権を侵害するおそれのある書き込みへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を棄損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に基づき、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応します。

1 現状と課題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権にかかわる極めて重大な問題であり、平成18年(2006年)には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

日本人拉致が重大な人権侵害問題であることを周知し、認識を高めるための啓発に努める必要があります。また、この問題に関連して、在日朝鮮人に対する差別や偏見等の二次的被害が生じないように配慮することが求められます。

2 基本方針

国、県及び関係機関等と連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮しながら、啓発活動を実施するなど、町民の理解の促進と世論の喚起に努めます。

1 現状と課題

人類が生存できる地球環境を保全することは、「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっており、人権と密接に関わっています。

地球上のあらゆる人々の人権に配慮し、多様な人々と共存する社会が求められている中、町民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい理解と認識を深めることが必要となってきました。

県においては、平成7年(1995年)に「山口県環境基本条例」が制定され、平成10年(1998年)に「山口県環境基本計画」が策定されました。

こうした中、近年では、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題など、地球規模での新たな課題が顕在化しています。

こうした環境を巡る新たな課題に的確に対応しながら、環境・経済・社会が調和する持続可能な社会の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

2 基本方針

かけがえのない地球の環境を守り、お互いの生命と生活を守るために、町民一人ひとりが環境問題について正しい理解と認識を深め、豊かな自然環境を保全するとともに、持続可能

で地球にやさしい環境施策の展開を図ります。

また、その環境を将来に継承していくよう、温室効果ガス排出量の削減に向けた省エネルギー行動の促進、廃棄物の再資源化等の取組を進めます。

災害時における被災者問題

1 現状と課題

大規模災害の発生においては、生命、身体、財産に甚大な被害をもたらすとともに、正しく情報把握していないために生じる風評被害や災害転入者へのいじめや差別等の問題、避難生活における要支援者等（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人、性的マイノリティなど）への配慮等、さまざまな人権問題が発生し、その対応が問題となっています。

災害時において、人権尊重の視点に立った被災者支援ができる体制整備に努めることが課題となっています。

2 基本方針

このような災害発生時には、人権が軽視されるリスクが高まるため、被災者の方の気持ちを理解し、その心に寄り添いすべての人の人権が適切に守られるよう、正しい理解と認識を深めるための啓発活動の推進に努めます。

性の多様性に関する問題

1 現状と課題

性のあり方には、大きく分けて「生物学的性」、「割り当てられた性」、「性的指向」、「性自認／ジェンダーアイデンティティ」、「性表現」の5つの要素があり、それぞれの組み合わせによって、多様な性が形作られています。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示す「LGBT」は総称の言葉の一つとして使われています。

LGBTをめぐる動きとして、レズビアン、ゲイなどの同性愛者は、過去には病気とされていた時期もありましたが、平成2年(1990年)にWHO（世界保健機関）が国際疾病分類から同性愛を除外し、治療対象ではなくなっています。

また、トランスジェンダーについては、令和4年(2022年)に、国際疾病分類での名称が「性同一性障害」から「性別不合（出生時に割り当てられた性と実感する性別とが一致しない状態）」に名称変更されるとともに、分類も「精神疾患」から「性の健康に関する状態」に変更され、病気や障がいではなくなっています。

平成16年(2004年)には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の要件を満たすことで、性別の取扱いの変更が可能となりました。

令和2年(2020年)には、「労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）の改正により、性的指向・性自認に関する侮蔑的言動や、アウティング（本人の了解なく性的指向・性自認を他人に教えること）がパワハラに該当するものとされ、防止策を講ずることが事業主の義務となりました。

令和5年(2023年)には、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。

このように、LGBTを巡る社会的な動きが進んできたことから、性の多様性への関心や認知度は高まっています。

しかしながら、性の多様性については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分理解されず、差別的な言葉や雰囲気にしきみを感じている人々がいます。

性的指向又は性自認に係る性的少数者（性的マイノリティ）に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会の実現に正しい理解と認識を深める周知啓発を行うことが必要です。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) 性的指向（好きになる性）や生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは…

①性的指向や性自認（LGBT など）について、人々の理解が不足していること 57.4%

②差別的な言動をされること 37.9%

2 基本方針

(1) 性の多様性に関する理解の促進

性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている人たちの人権が尊重され、幸せに暮らせる社会実現をするため、正しい知識と性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。

(2) 児童生徒に対するきめ細かな対応の実施

学校生活において、自分の性別に違和感を感じる児童生徒に対し、相談体制の充実や心情に配慮したきめ細かな対応を行います。

罪や非行を犯した人の問題

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするとき、地域社会において、誤った認識や偏見が存在していることから、更生が妨げられたり、人権が損なわれることがあります。

罪や非行を犯した人が真に更生の意欲があっても、犯罪や非行履歴が広められるプライバシーの侵害や地域住民からの偏見や差別意識等により、妨げられてしまうことがあります。

円滑に社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人たちの理解と協力が必要です。

このため、平成 28 年(2016 年)に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、県においては、「山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町では、これまで地域や関係団体と連携した防犯活動を推進するなど、犯罪の未然防止に取り組んでいますが、より一層再犯防止施策を推進するため、令和 4 年(2022 年)に「田布施町再犯防止推進計画」を策定しました。

全国の刑法犯検挙者中の再犯者数は、減少傾向にあり、令和 3 年は 85,032 人でした。

一方、再犯率は、初犯者数が大幅に減少していることから近年上昇傾向にあり、令和 3 年には 48.6%と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

2 基本方針

罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、その社会復帰に向けて関係機関等と連携・協力して啓発活動の推進に努めます。

1 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪行為によって生命、身体、財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことによる精神的被害や、うわさや偏見による中傷、報道によるプライバシーの侵害などの二次的被害を受け、平穏に生活することが困難な状況に直面しています。

国では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を平成16年(2004年)に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、令和3年(2021年)には「第4次犯罪被害者等基本計画」を公表しました。

こうした中、依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化するDVやストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNSの普及による誤った情報の拡散など、新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、県においては、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを一層推進していくため、令和3年(2021年)に「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同年10月に「山口県犯罪被害者等支援推進計画」が策定されました。

本町では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、町民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、平成28年(2016年)に「田布施町犯罪被害者等支援条例」を制定しています。

令和7年(2025年)に同条例を改正し、町内事業者及び学校等の責務を規定し、犯罪被害者、本人又はその家族等が二次被害を受けることがないように配慮するとともに、就労・就学環境の整備及び支援に努めることを定め、町が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとしています。

また、同年に、「田布施町犯罪被害者等見舞金支給規則」を制定し、町民のうち、犯罪行為等の被害を受けた方について経済的な支援を行うため、本人又は親族等による申請に基づき、見舞金の支給を定めています。

犯罪被害者等が受けている被害の現状等について町民や事業者等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や関係団体との連携・協力を図り、教育・啓発活動の推進に努める必要があります。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) 犯罪被害者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは…

①報道でプライバシーに関することが公表されたり、取材で私生活の平穏が保てなくなること 49.5%

②犯罪行為によって、精神的なショックを受けること 45.0%

2 基本方針

犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や民間団体等と連携し、官民一体となって啓発活動に努めます。また、犯罪被害者や家族の生活が守られる地域社会をめざします。

インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応

1 現状と課題

誰もが安心して良質な医療を受け、心身ともに健康で生活していくことは、最も基本的な権利です。そのために、患者が自分の病気と医療行為について十分な説明を受け、納得して、自分で治療法を選ぶという、インフォームド・コンセントが一層推進され、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療が確保されるよう環境の整備が必要です。

特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) インフォームド・コンセント（治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること）が患者の権利として重視されていますが、これまでに受けた医療機関の対応はどれに近いですか」の問いでは…

①本人又は家族に対して十分な説明を受けた 50.3%

②本人又は家族への説明がやや不十分であった 14.7%

2 基本方針

患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、関係機関等と連携し、医療従事者や町民への啓発に努めます。

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」による慢性の感染症ですが、感染力はきわめて弱く、今ではたとえ発病しても有効な治療薬で完治します。

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、病気に対する誤った知識により、「怖い病気」として人々に定着し、患者の療養所への強制隔離という政策がとられたため、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

平成21年(2009年)には、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るために、新たに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

また、令和元年(2019年)に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。

法の前文では、『ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨』が述べられています。

こうした法の趣旨に基づき、対象となるハンセン病元患者の家族の方々に、令和11年(2029年)11月21日まで補償金を支給しています。

ハンセン病患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消をさらに推し進め、人権が尊重される社会を実現していくため、町民一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが求められています。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する町民意識調査」において、「(Q) ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者とその家族）に関することから、問題があると思われるのはどのようなことですか」の問いでは…

①ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと 38.7%

②差別的な言動をされること 38.5%

2 基本方針

ハンセン病患者・元患者とその家族等に対する偏見や差別の解消のため、「ハンセン病を正しく理解する週間」等の機会を通じて、正しい知識の普及啓発を推進します。

第5章 推進体制

1 推進体制の充実強化

(1) 田布施町人権施策推進審議会（令和7年6月26日規則施行）

平成22年(2010年)に人権施策推進協議会を設置し、人権施策を推進してきましたが、総合的な人権施策の推進に当たり、町民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくために「田布施町人権施策推進審議会」を令和7年(2025年)に設置しました。

(2) 田布施町人権教育推進協議会（平成15年4月1日規約）

人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るための組織として設置したもので、「田布施町人権施策推進審議会」での意見や提言を尊重し、積極的な人権教育の推進に努めます。

(3) 田布施町人権行政庁内連絡会議（平成20年設置）

人権施策を総合的に推進するための全庁的な組織として設置したもので、多様な人権課題に対応するために総合行政として取り組むとともに、「田布施町人権施策推進審議会」や「田布施町人権教育推進協議会」との連携を密にし、積極的な人権教育や啓発の推進に努めます。

2 国・県及び関係機関等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県等の行政機関及び民間団体等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

このため、山口地方法務局や周南人権擁護委員協議会とともに設立した「周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめとする関係機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい取組が期待されていることから、町は、町民、企業、民間団体等との連携を図りながら人権に関する情報提供や助言を行うなど取組の支援や連携を図るとともに、その活動しやすい環境づくりを一層推進します。

3 企業の取組

公正な採用の促進、企業内研修の充実、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの根絶など企業内における人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動の推進などの取組が求められます。

特に、企業内研修の実施に当たっては、内容や手法について、従業員の理解を得ることが求められます。また、地域において開催される研修会や学習会等への従業員の参加に配慮するなどの工夫した取組が求められます。

なお、国においては、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業への期待を表明しています。

4 相談・支援体制の充実

町民が、人権に関するさまざまな問題について気軽に相談できるよう、相談体制の充実や周知を図るとともに、関係職員等の資質の向上に取り組みます。

(1) 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決をめざし、国、県や人権擁護委員等と町の人権に関する相談機関がネットワーク化を図り、連携強化に努めます。

(2) 相談機関の充実

町民が、人権に関するさまざまな問題について気軽に利用できるよう、相談機関の充実や活動内容の周知を図ります。

人権に関する町民意識調査（令和３年３月実施）の概要について

I 調査概要

1 調査の目的

この調査は、町民の人権に関する意識を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とする。

2 調査項目

人権一般について

- (１) 基本的人権に関する認知度（問１）
- (２) 関心のある基本的人権（問１－２）
- (３) 山口県人権推進指針の理解度（問２）
- (４) 人権尊重意識の定着状況（問３）
- (５) 人権を侵害された経験（問４）
- (６) 人権を侵害されたと思った内容（問４－２(１)）
- (７) 人権を侵害された際の対処法（問４－２(２)）

人権の個別分野ごとの課題

- (８) 新たに施行された人権に関する法律の認知度（問５）
- (９) 女性に関する人権上の問題点（問６）
- (１０) 子どもに関する人権上の問題点（問７）
- (１１) 高齢者に関する人権上の問題点（問８）
- (１２) 障害のある人に関する人権上の問題点（問９）
- (１３) 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点（問１０）
- (１４) 犯罪被害者に関する人権上の問題点（問１１）
- (１５) プライバシーの保護に関する人権上の問題点（問１２）
- (１６) インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応（問１３）
- (１７) 性的指向や生物学的な性と自認が一致しない人などに関する人権上の問題点（問１４）
- (１８) 同和問題に関する人権上の問題点と見聞（問１５）
- (１９) 外国人に関する人権上の問題点と見聞（問１６）
- (２０) 感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞
 - ・HIV感染者・患者等に関して（問１７）
 - ・新型コロナウイルス感染者やその家族・医療従事者等に関して（問１８）
- (２１) ハンセン病問題に関する人権上の問題点と見聞（問１９）

人権教育・啓発の取組

- (２２) 講習会・研修会・学習会等への参加経験（問２０）
- (２３) 人権に関する取組の今後の条件整備（問２１）

3 調査方法

(1) 調査地域 田布施町内全域

(2) 調査対象者及び標本抽出方法

年代を7つに分け、各年代から200人(18歳～19歳、20歳代は合わせて200人)の標本が得られるように、田布施町に居住する18歳以上の者を対象として、住民基本台帳から1,200人を無作為抽出法により抽出した。

(3) 調査方法 郵送法・無記名方式

(4) 調査期間 令和3年3月～令和3年4月15日まで

(5) 実施機関 田布施町

4 回収状況

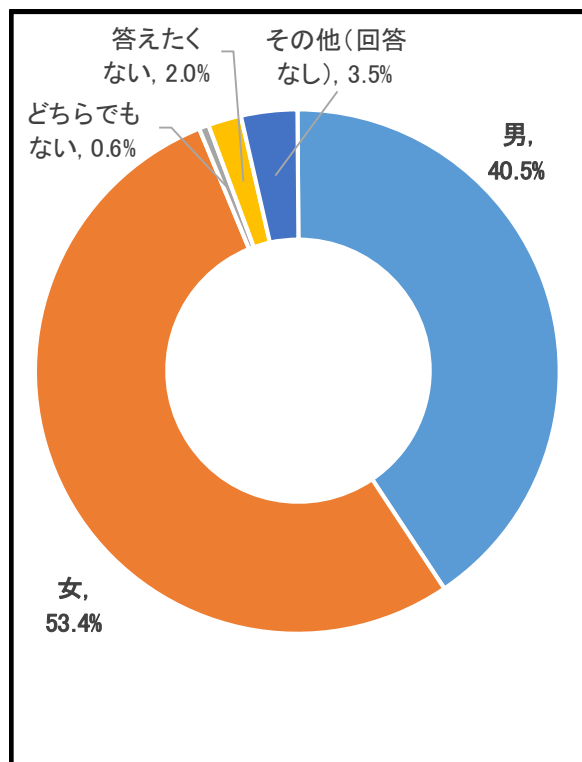
(1) 調査票発送数 1,200票

(2) 回収数 491票 回収率 40.9%

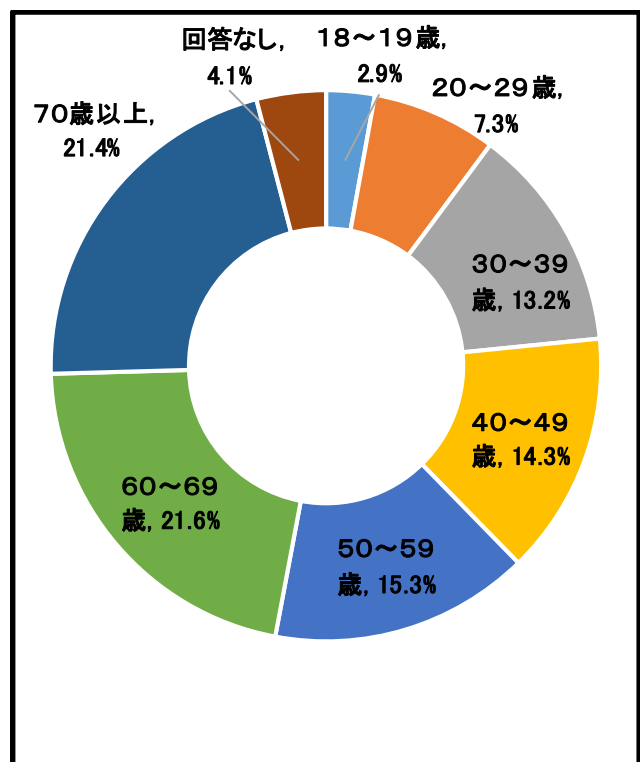
(3) 有効回収数 491票 有効回収率 40.9% (前回 H20 50.5%)

5 回収の属性

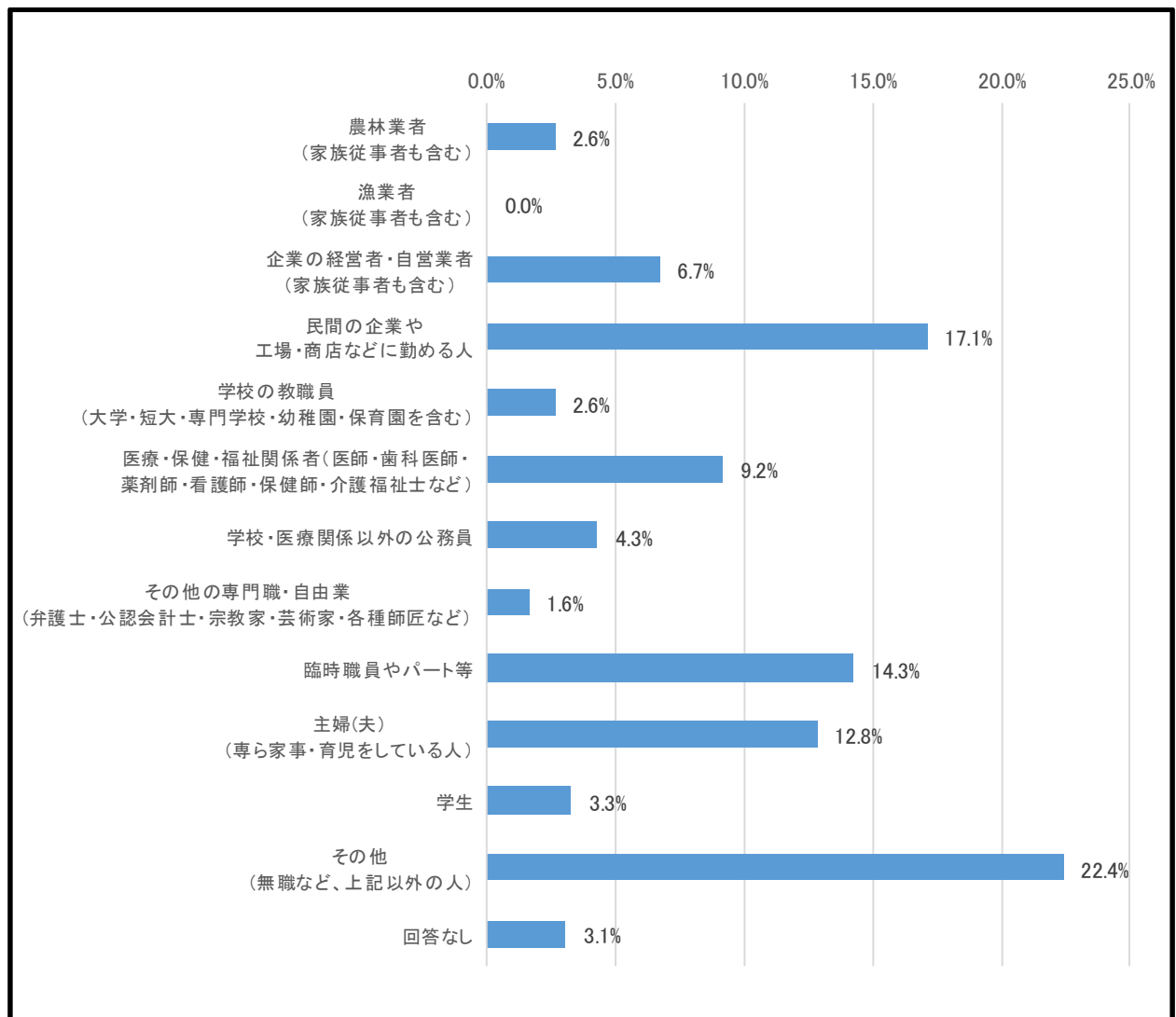
(1) 性別



(2) 年齢別 (令和3年3月1日現在)



(3) 職業別



II 結果概要

別紙のとおり (P39～P53)

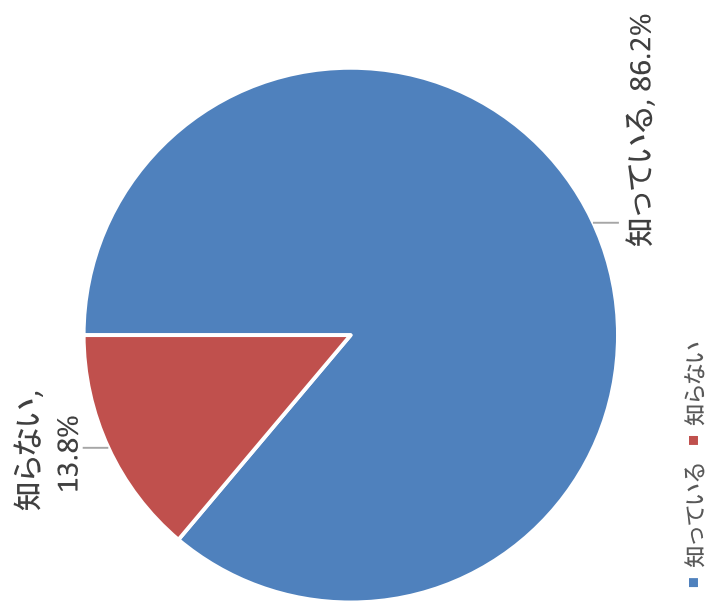
「人権に関する町民意識調査」結果の概要について

1. 人権一般について

(1) 基本的人権に関する認知度

問1：基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(1つ)

問1



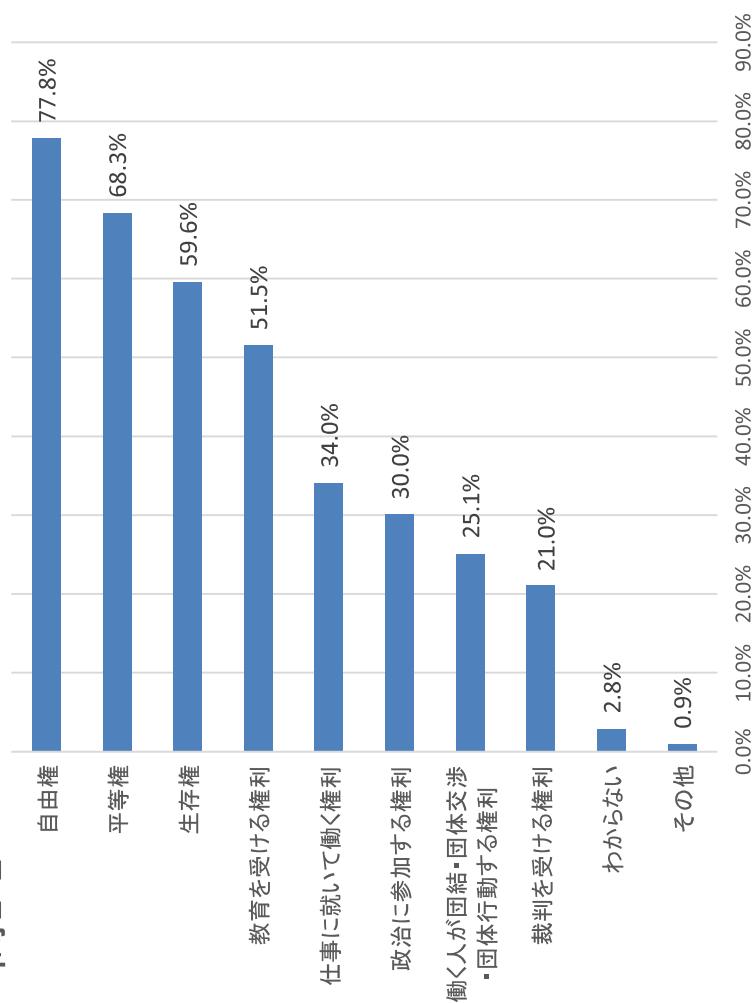
・「知っている」86.2%。前回(88.9%)より2.7ポイント低下。
 ・R1山口県調査(87.8%)より1.6ポイント低いが、H29内閣府調査(81.4%)より4.8ポイント高い。

(2) 関心のある基本的人権

問1-2：問1で知っているを選んだ人のみ

憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で特に関心を持っているものはどれですか。(いくつでも) [H20調査：3つまで]

問1-2

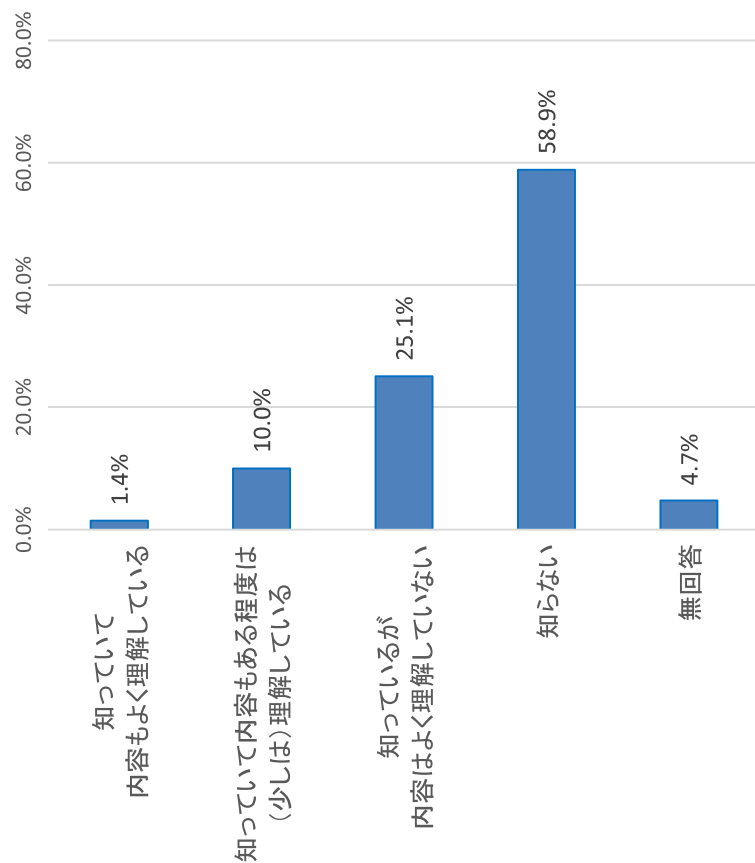


・前回同様、「自由権」(前回75.5%)、「平等権」(前回63.3%)、「生存権」(前回58.0%)、「教育を受ける権利」(前回30.2%)の順に高く、いずれも5割を超えている。

(3) 山口県人権推進指針の理解度

問2: 山口県では、「山口県人権推進指針」を策定し、人権に関する諸施策を総合的に推進しています。
このことを知っていますか。(1つ) [H20調査: 選択肢2つ]

問2

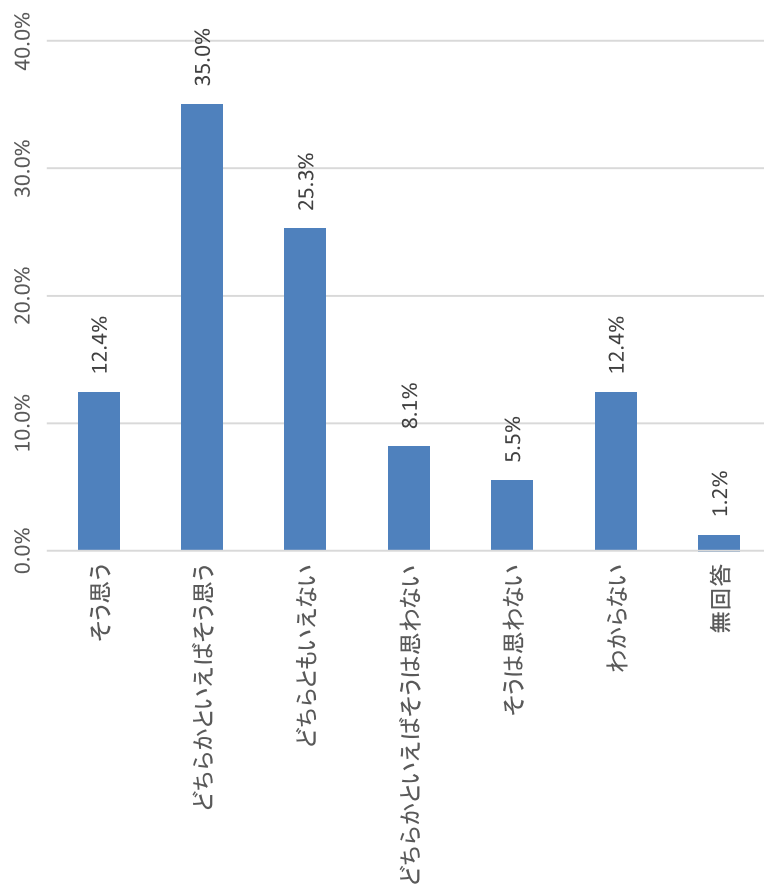


・「知っている(計)」は前回「知っている」より10.4ポイント上昇(21.1%→36.5%)しているものの、理解度は決して高い状況にはない。

(4) 人権尊重意識の定着状況

問3: 10年前に比べて、人権が尊重されるようになっていていると思いますか。
あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。(1つ) [H20調査: 選択肢4つ]

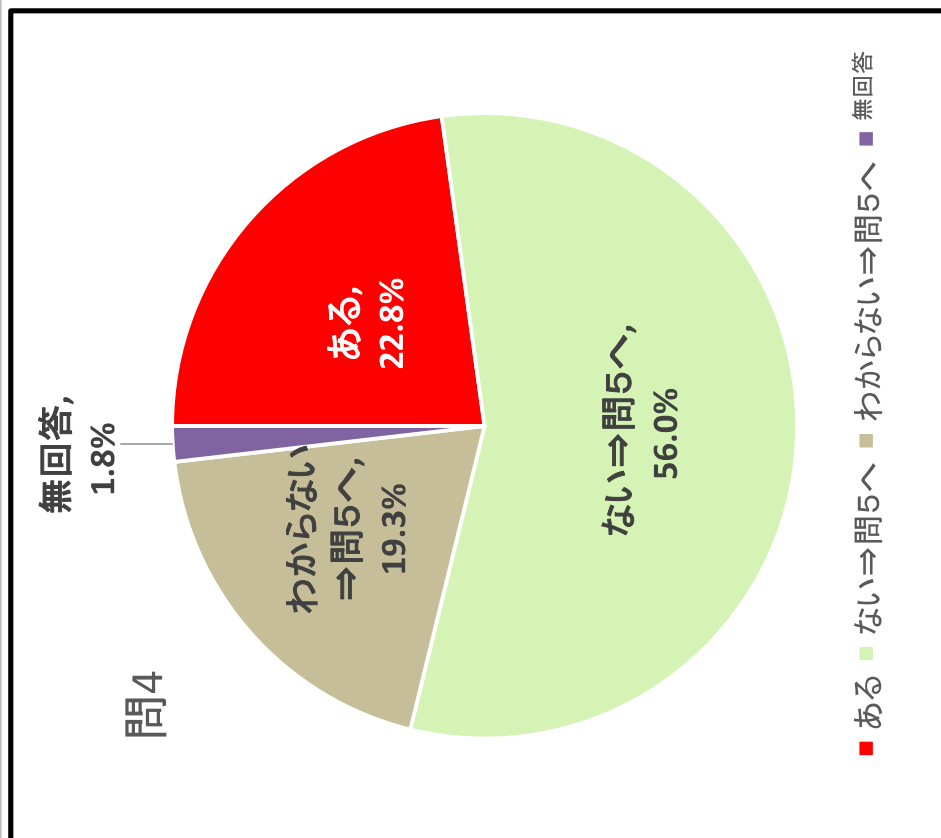
問3



・「そう思う(計)」は47.4%、前回「そう思う」は19.8%。
・「そうは思わない(計)」は13.6%、前回「そうは思わない」は10.4%。
・「どちらともいえない」が前回(43.6%)から18.3ポイント、「わからない」が前回(23.8%)から11.4ポイント低下している。

(5) 人権を侵害された経験

問4: あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(1つ)

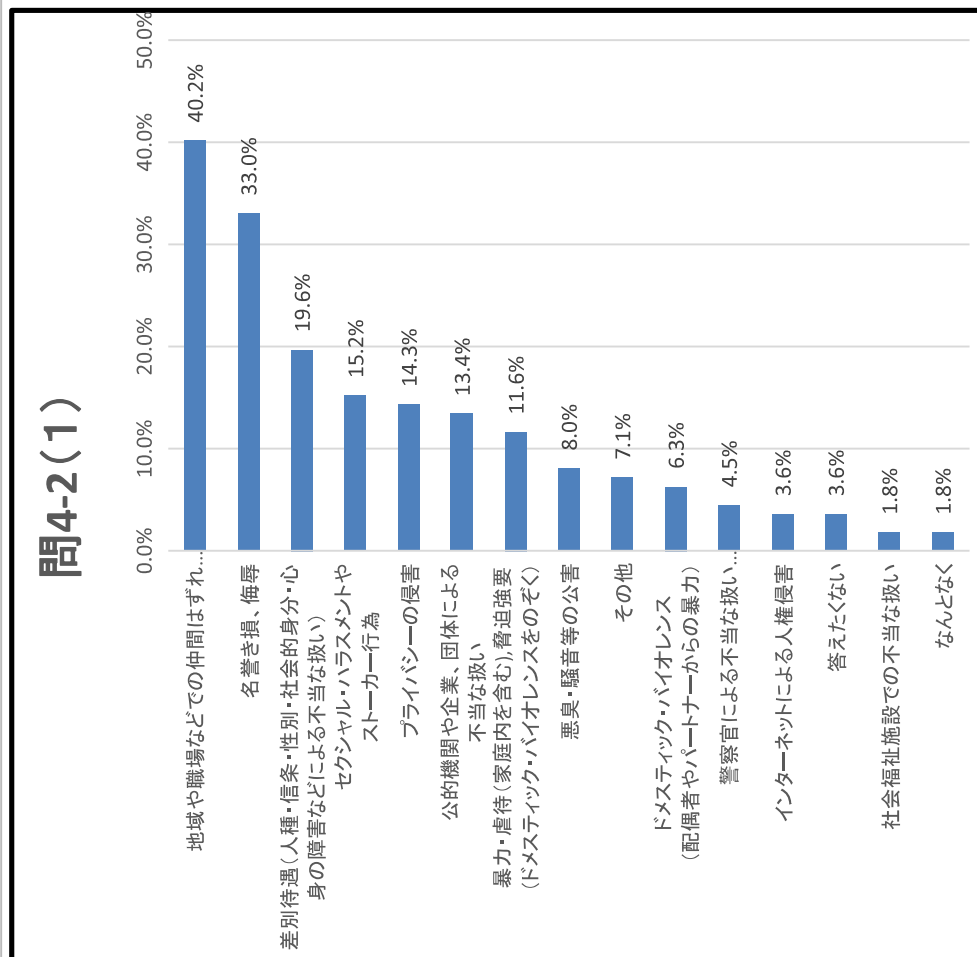


-「ない」が5割を超えているものの、「ある」は前回(21.6%)より1.2ポイント上昇、「ない」は前回(58.7%)より2.7ポイント低下している。
 -「ある」は県調査(21.9%)より0.9ポイント、H29内閣府調査(15.9%)より6.9ポイント高くなっている。

(6) 人権を侵害されたと思った内容

問4-2(1): 【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

(1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。(いくつでも)

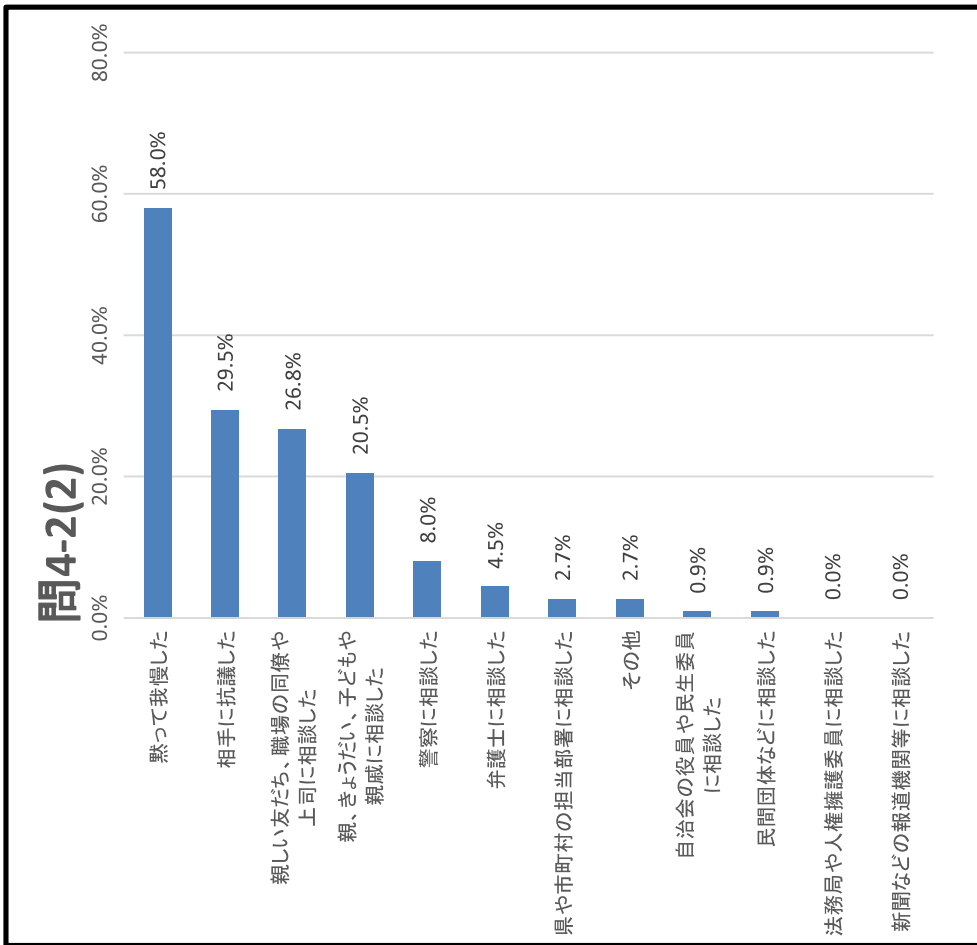


・「地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)」が、前回(26.7%、2位)から13.5ポイント上昇し1位に、「名誉き損、侮辱」が前回(29.8%、1位)から3.2ポイント上昇し2位になった。県調査も、「仲間はずれ」(30.2%→36.9%)、「名誉き損、侮辱」(37.9%→32.4%)と1位と2位が逆転。
 ・「セクシャル・ハラスメントやストーカー」が前回(9.2%)から6.0ポイント上昇。

(7) 人権を侵害された際の対処法

問4-2(2): 【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

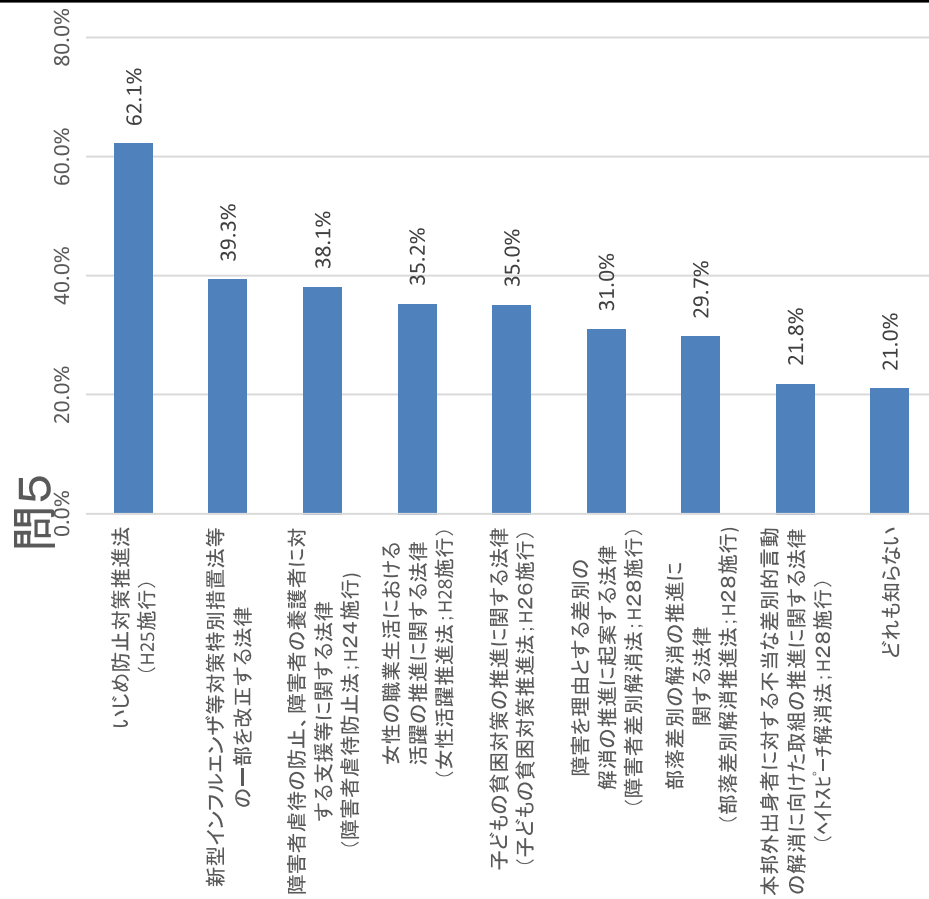
(2) そのとき、あなたはこうされましたか。(いくつでも)



・「相手に抗議した」が前回(21.4%)から8.1ポイント上昇したが、「黙って我慢した」が前回(65.6%)から7.6ポイント低下したものの、依然高い。
 ・相談した先として、「警察」は前回(5.3%)から2.7ポイント、「弁護士」は前回(0.8%)から3.7ポイント上昇しているが、公的機関である「県や市町村の担当部署」や「法務局や人権擁護委員」などは5%に満たない。

(8)新たに施行された人権に関する法律の認知度

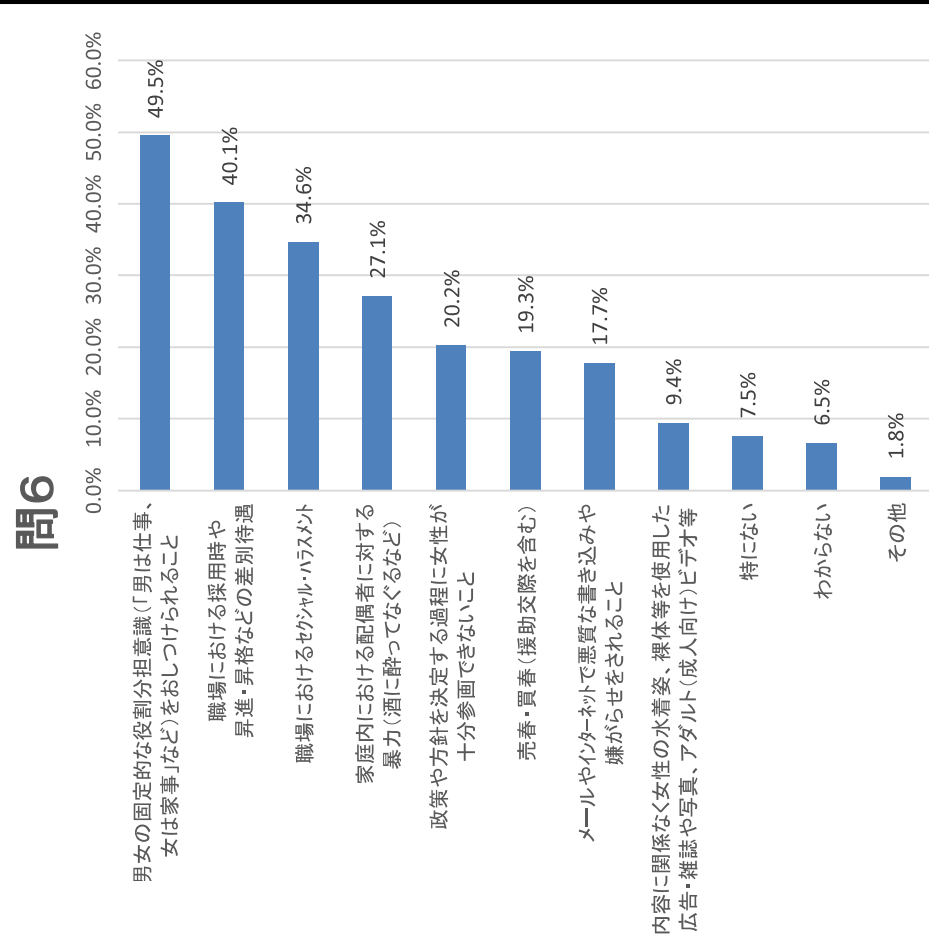
問5:あなたは、以下の法律が施行されたことを知っていますか。
(知っているもの全て)



・県調査でも、同様に、「いじめ防止対策推進法」60.9%、「障害者虐待防止法」41.7%、「女性活躍推進法」33.8%、「子どもの貧困対策推進法」32.6%、「障害者差別解消法」31.5%、「部落差別解消推進法」26.7%、「ハイトスピーチ解消法」21.8%、「どれも知らない」19.7%となっている。

(9)女性に関する人権上の問題点

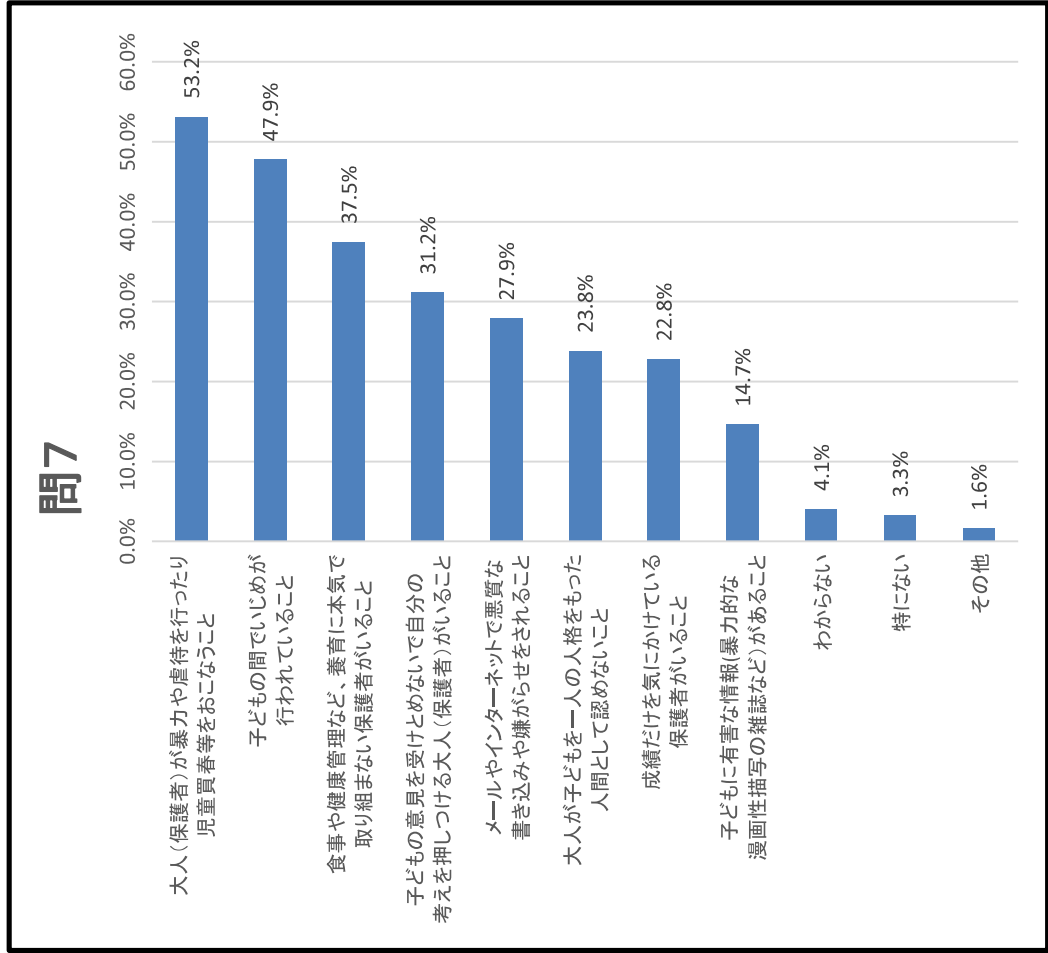
問6:あなたは、女性に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)



・「男女の固定的な役割分担意識をおしつけられること」は、前回調査42.9%から6.6ポイント上昇。(県調査40.3%→41.6%)
・「職場におけるセクシャル・ハラスメント」が前回19.6%から15.0ポイント上昇。(県調査19.5%→30.0%)

(10)子どもに関する人権上の問題点

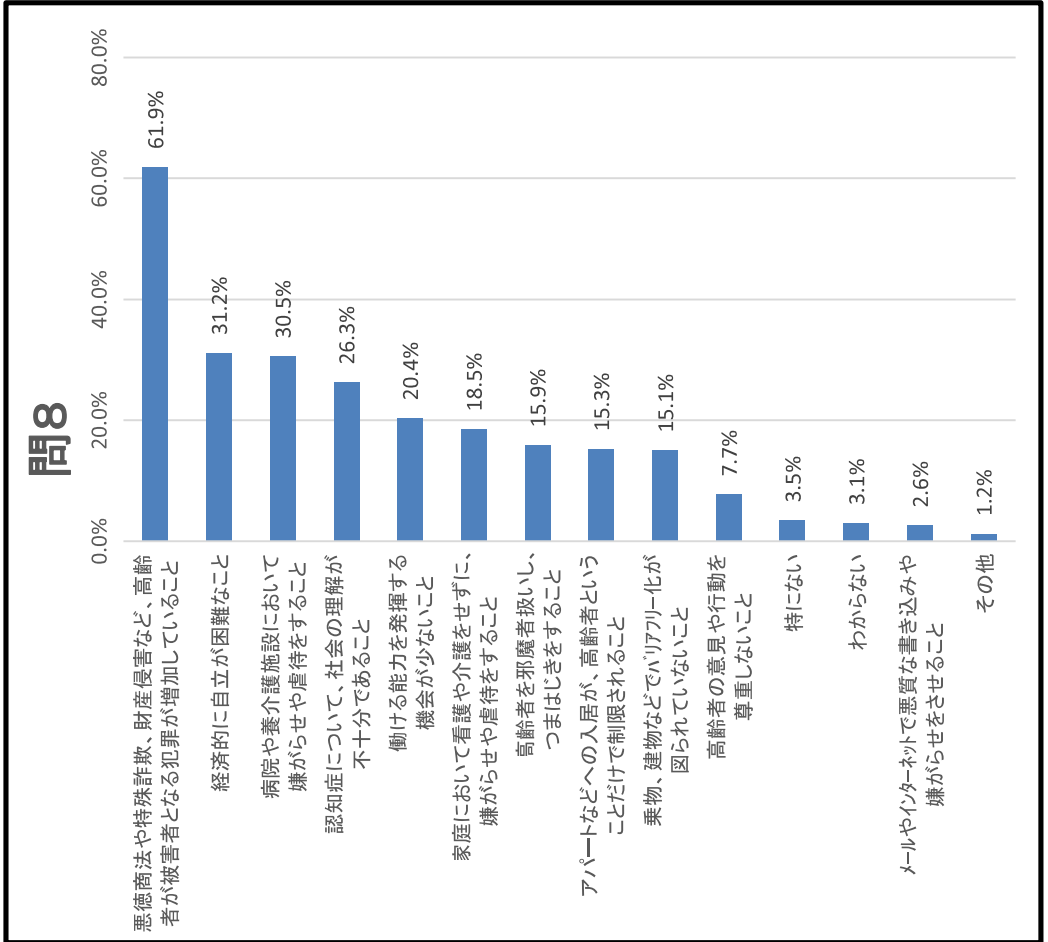
問7:あなたは、子どもに関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)



- ・「大人が暴力や虐待を行ったり、児童買春等をおこなうこと」が前回調査40.1%から13.1ポイント上昇。(県調査38.3%→46.3%)
- ・「子どもの間でいじめが行われていること」も同様に上昇。

(11)高齢者に関する人権上の問題点

問8:あなたは、高齢者に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

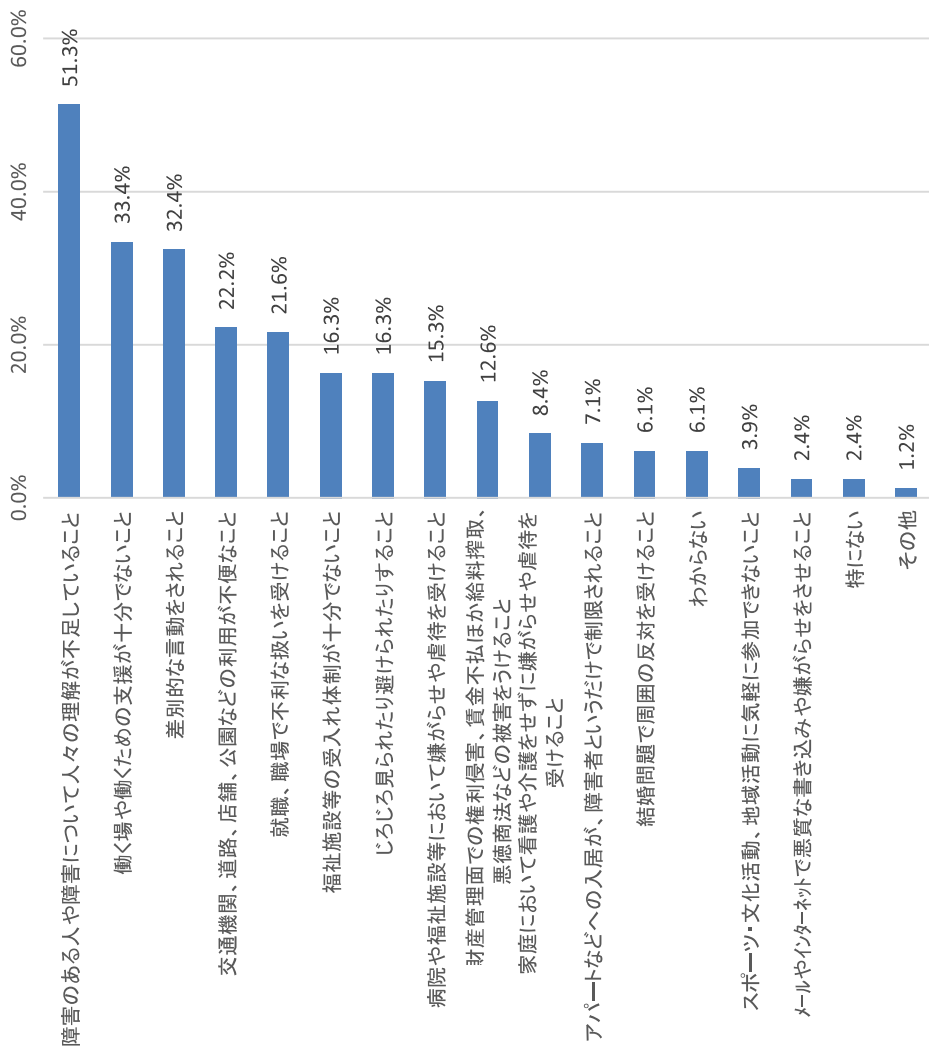


- ・前回同様、「悪徳商法や特殊詐欺、財産侵害など、高齢者が被害となる犯罪が増加している」が6割を超えている。「病院や要介護施設において嫌がらせや虐待をすること」が15.5%から15ポイント上昇。(県調査15.9%→25.8%)

(12)障害のある人に関する人権上の問題点

問9:あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

問9

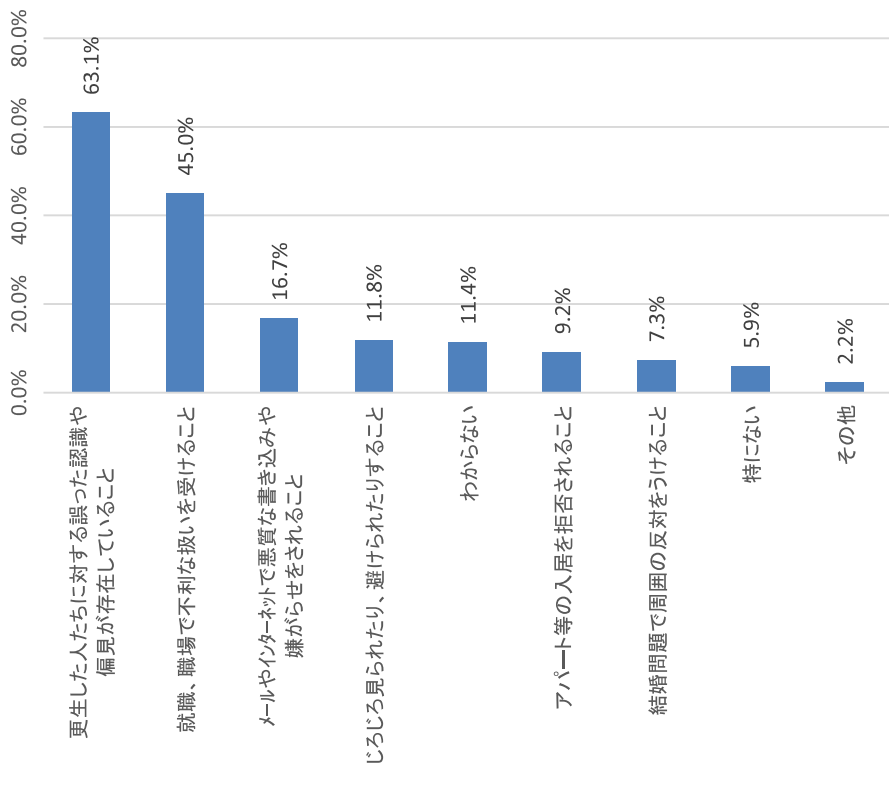


- ・前回調査より5.8ポイント低下したものの、依然、「障害のある人や障害について人々の理解不足」が割合を超えている。(県調査56.4%→50.2%)
- ・「働く場や働くための支援が十分でないこと」は前回より17.9ポイント低下。
- ・「差別的な言動をされること」は前回より8.6ポイント上昇。

(13)罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点

問10:あなたは、罪や非行を犯した人が罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われるですか。(2つまで)

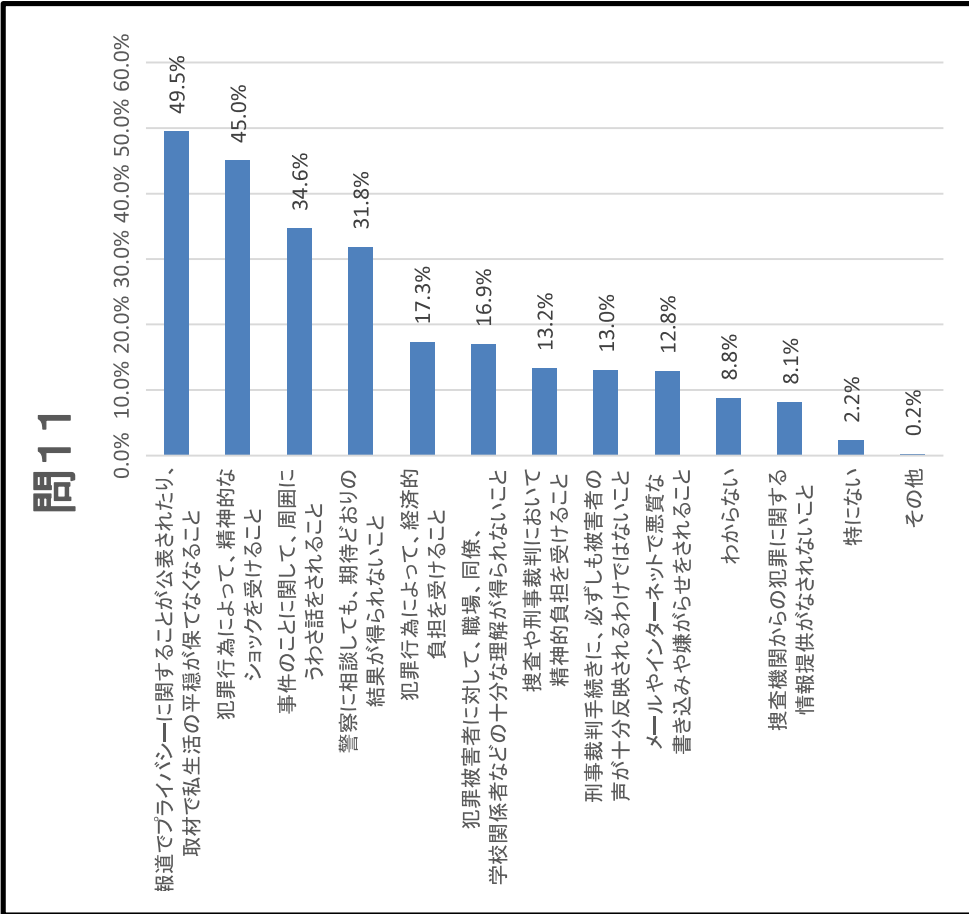
問10



- ・前回調査と同様、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が63.1%と高く、「就職、職場で不利な扱いを受けること」も45.0%と高い。「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること」は前回より14.2ポイント上昇。

(14) 犯罪被害者に関する人権上の問題点

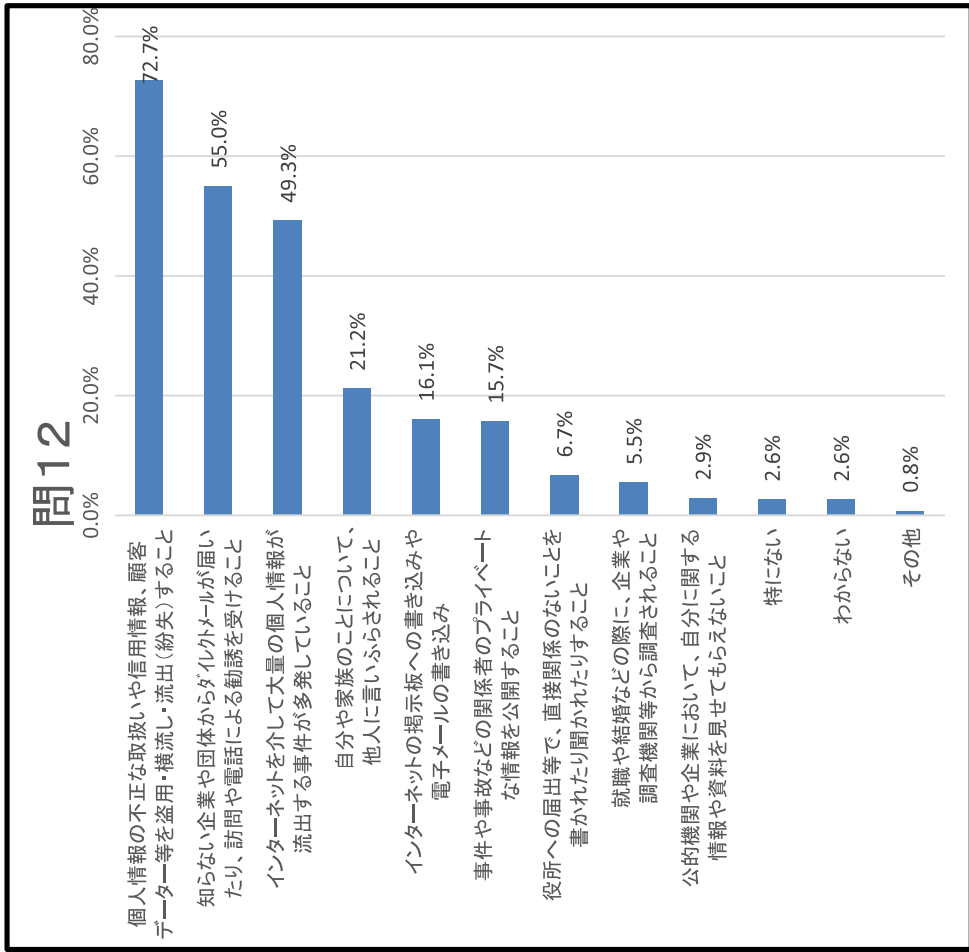
問11：あなたは、犯罪被害者に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)



・「報道でプライバシーに関することが公表されたり、取材で私生活の平穏が保たなくなること」と「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が5割近くあり、3位の「事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること」が前回調査より7.7ポイント高くなっている。

(15) プライバシーの保護に関する人権上の問題点

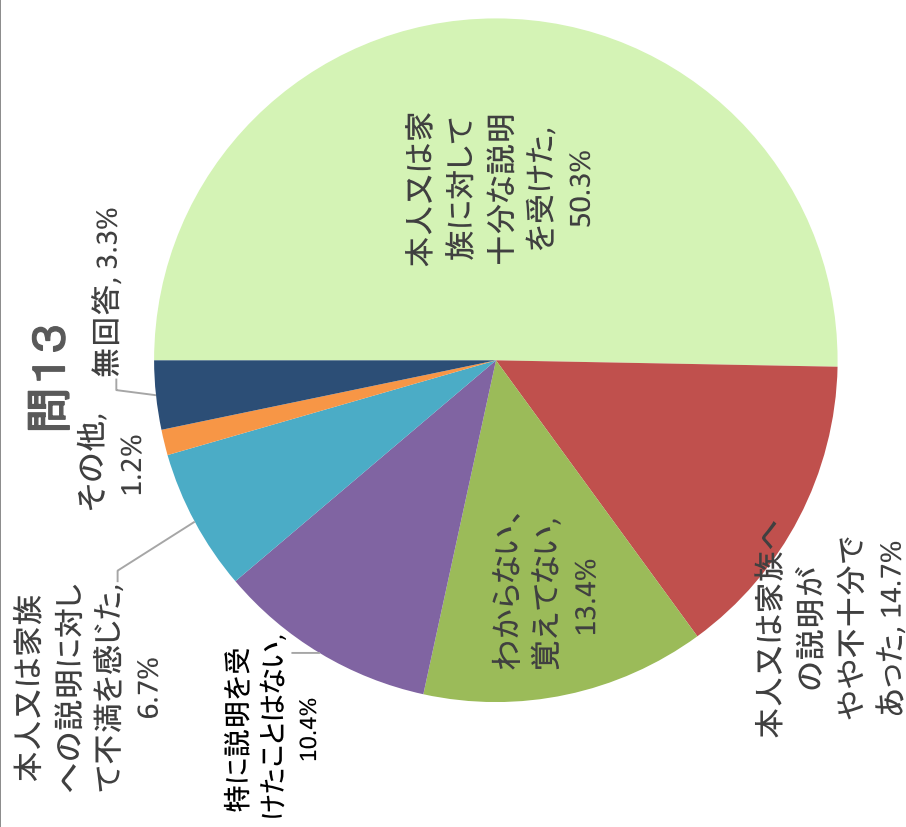
問12：あなたは、プライバシーの保護に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)



・「個人情報の不正な取扱いや信用情報・顧客データ等を盗用・横流し・流出（紛失）すること」が72.7%と高く、3位の「インターネットを介して大量の個人情報が出流する事件が多発していること」が49.3%と前回調査より10.7ポイント高くなっている。（県調査35.6%→46.1%）「インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み」も前回より9.2ポイント上昇。

(16)インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応

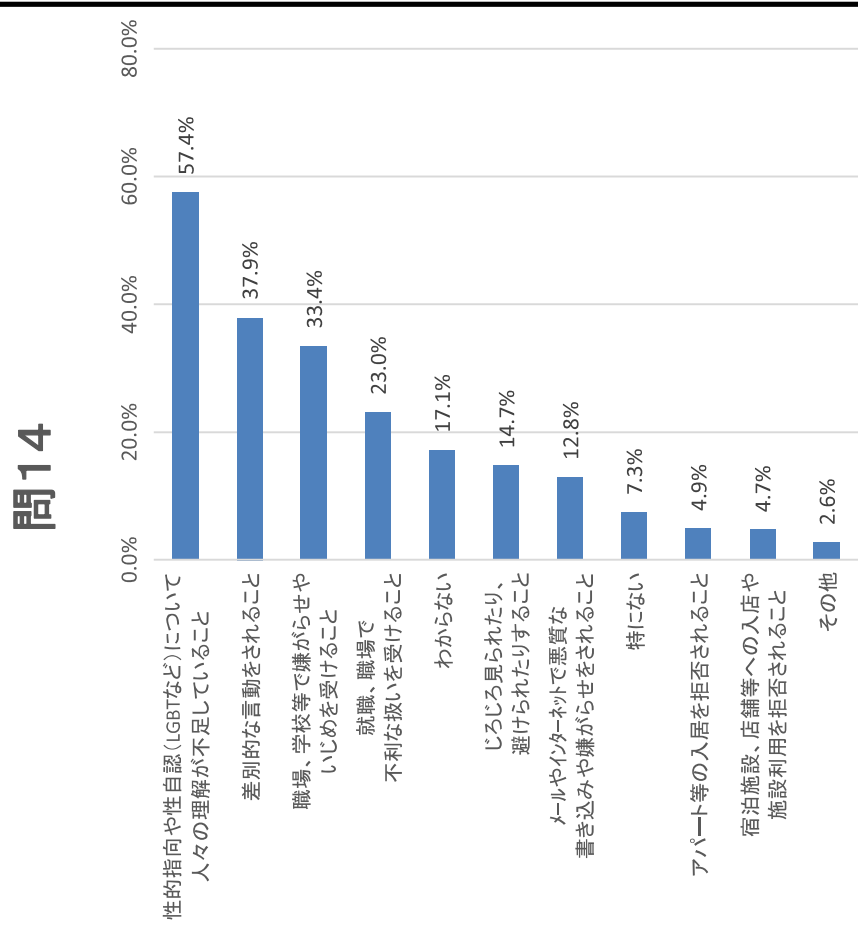
問13:「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。(1つ)



・「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」が5割を超えるが、「本人又は家族への説明がやや不十分」や「わからない、覚えていない」、「特に説明を受けたことはない」、「本人又は家族への説明に対して不満を感じた」も前回調査とほぼ同じ割合(1ポイント以内の差)である。

(17)性的指向や生物学的な性と自認が一致しない人などに関する人権上の問題点

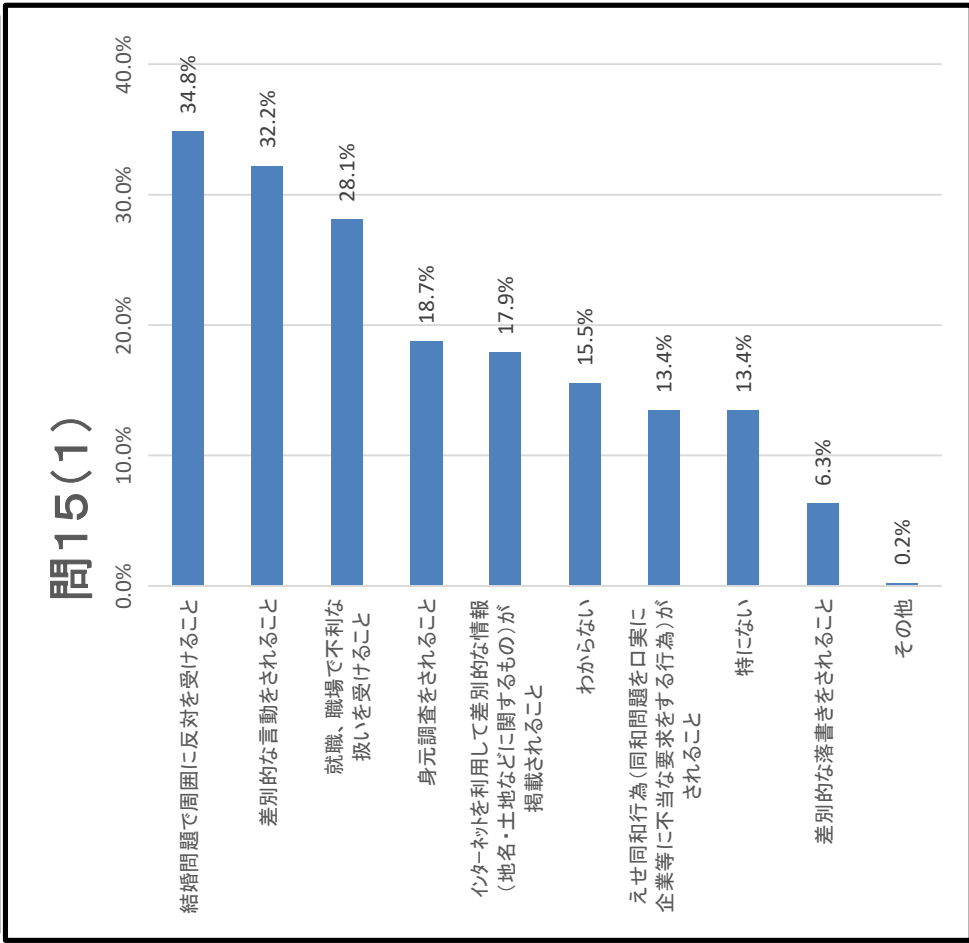
問14:あなたは、性的指向(好きになる性)や、生物学的な性(からだの性)と自認(こころの性)が一致しない人などに関することなどで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)



・前回調査にはなかったが、「性的指向や性自認(LGBTなど)」について人々の理解が不足していることが57.4%と最も高く、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が県調査と同様に高い。

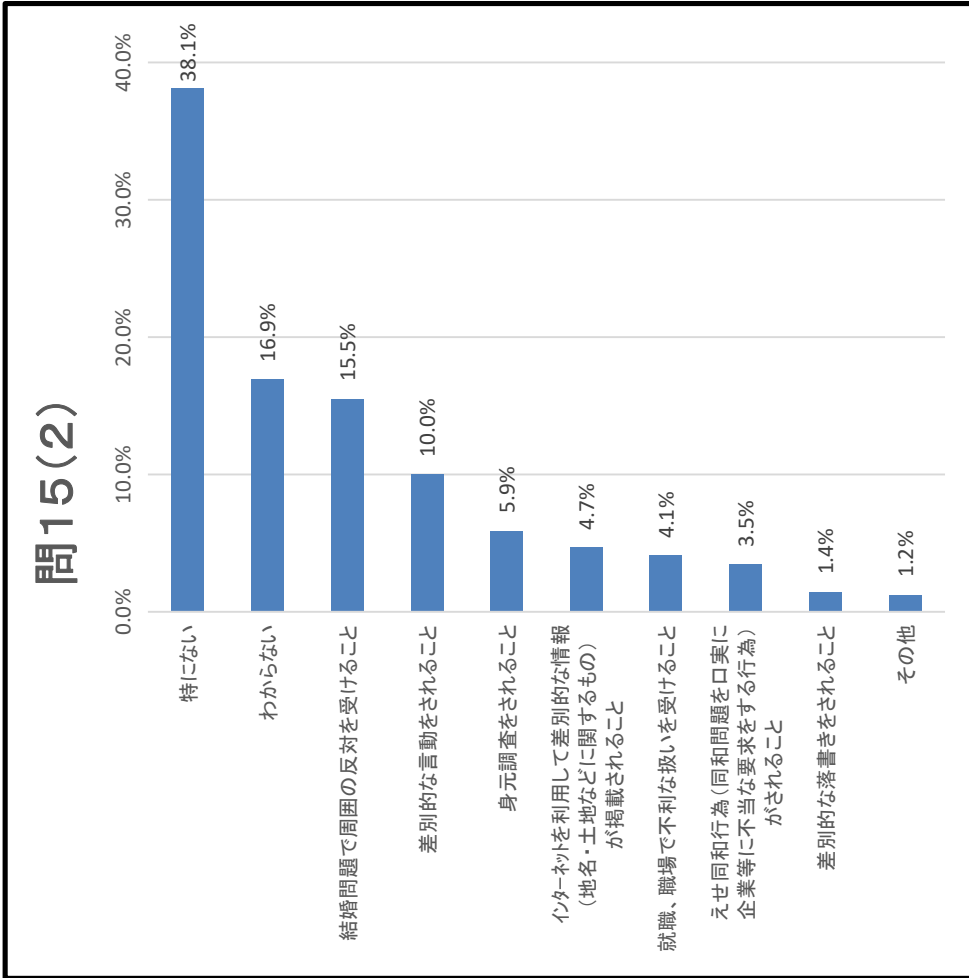
(18) 同和問題に関する人権上の問題点と見聞

問15(1)：あなたは、同和問題に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)
 [H20調査から選択肢変更]



・前回調査の「偏見が残っていること」の選択肢がなくなったこと、また、選択肢が2つから3つに増えたことから、「結婚問題で周囲に反対を受けること」が前回調査より4.1ポイント高く、「差別的な言動をされること」が32.2%で13.9ポイント高くなっている。「就職、職場で不利な扱いを受けること」は前回4.8%から28.1%、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」が3.3%から17.9%と、全体的に高くなっている。

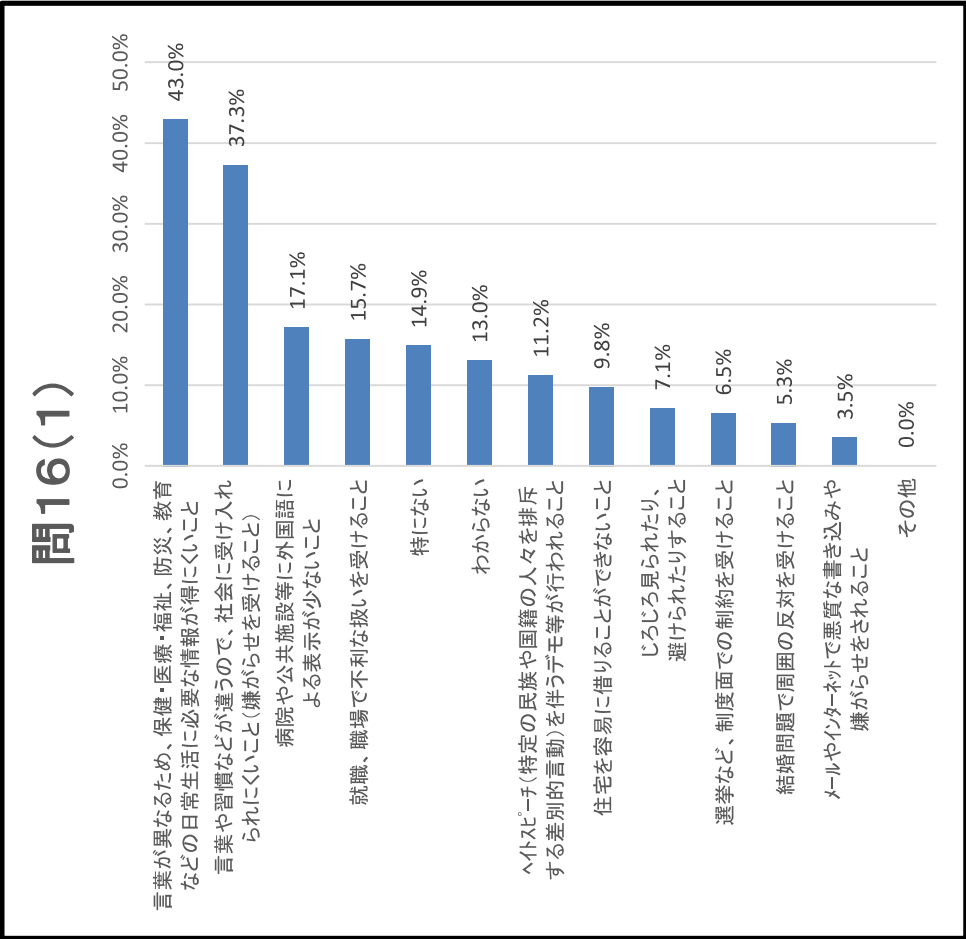
問15(2)：同和問題に関することからで、あなたが、過去5年間に、実際に見聞したものがありますか。(3つまで)



・前回調査にはなかったが、県調査と同様に、「結婚問題で周囲の反対を受けること」や「差別的な言動をされること」、「身元調査をされること」も見受けられる。

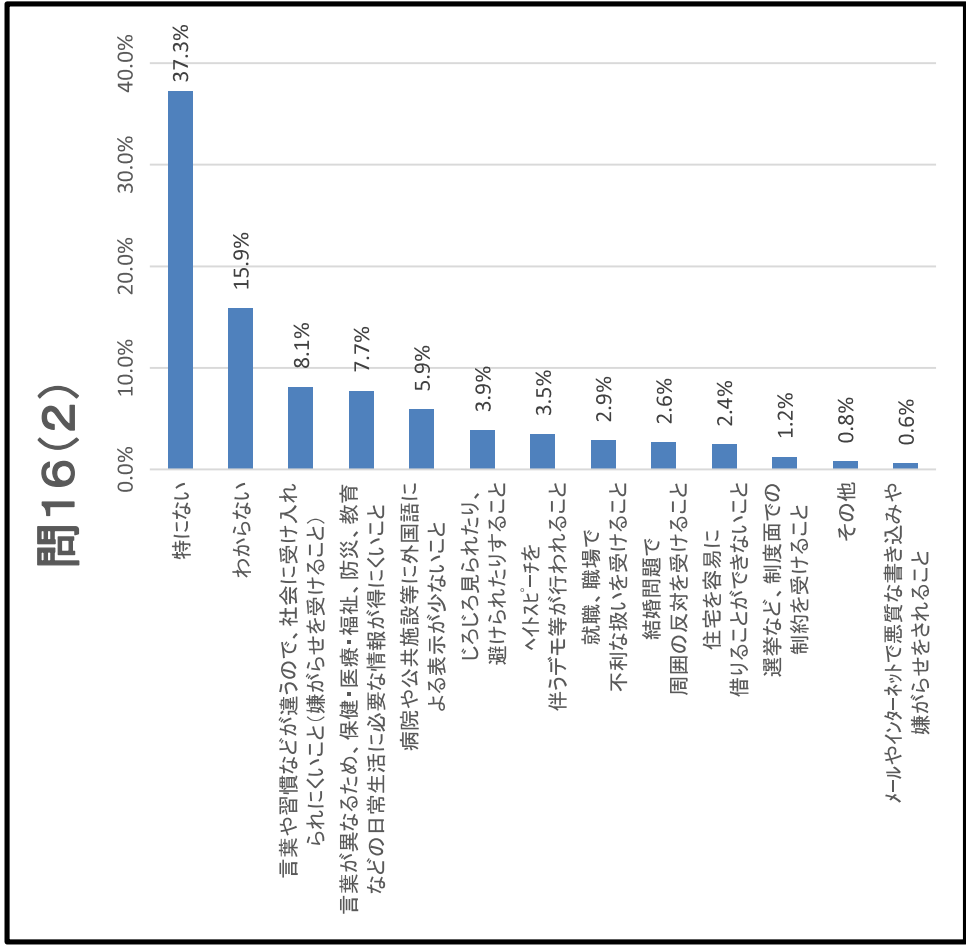
(19)外国人に関する人権上の問題点と見聞

問16(1) : あなたは、外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)



・新たな選択肢「ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われること」が設けられたこともあり、県調査と同様に、全体的に低くなっているが、「就職、職場で不利な扱いを受けること」が前回調査12.2%より3.5ポイント高くなっている。

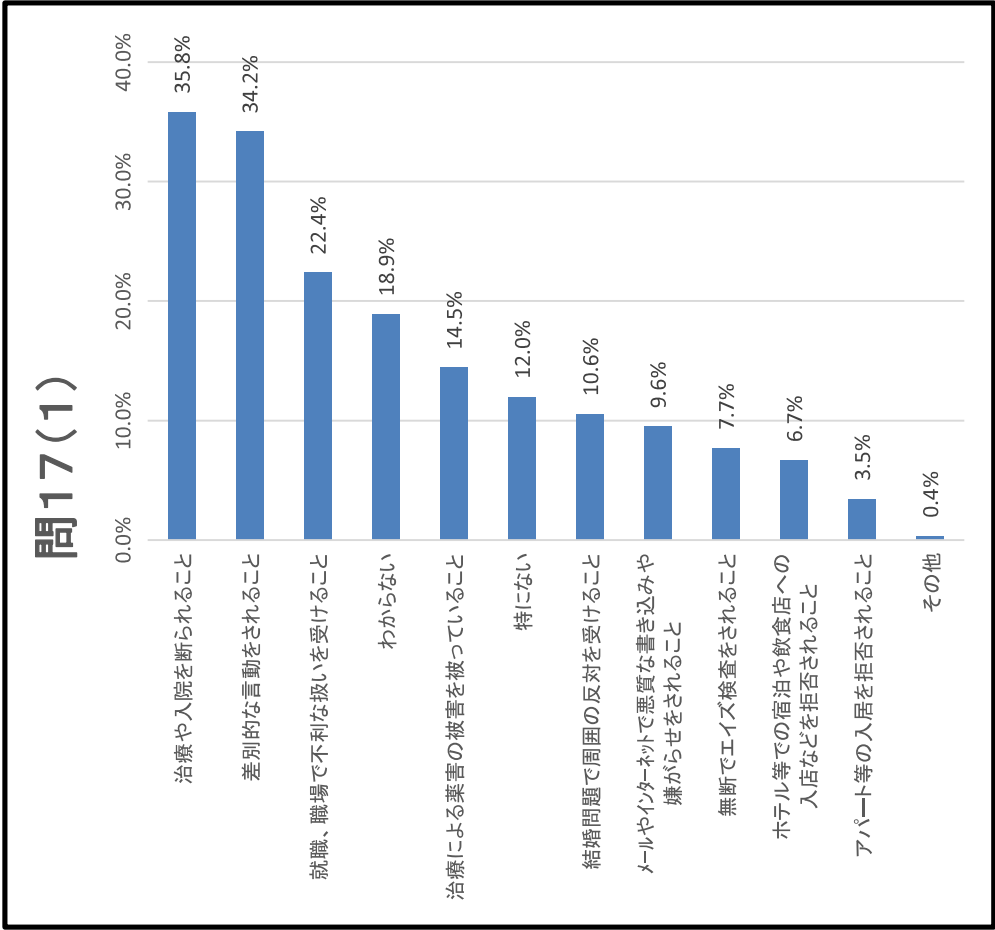
問16(2) : 外国人に関することがらで、あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか。(3つまで)



・前回調査にはない。県調査と同様に、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと(嫌がらせを受けること)」や「言葉が異なるため、保健・医療・福祉・防災・教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」等が実際にあることがわかる。

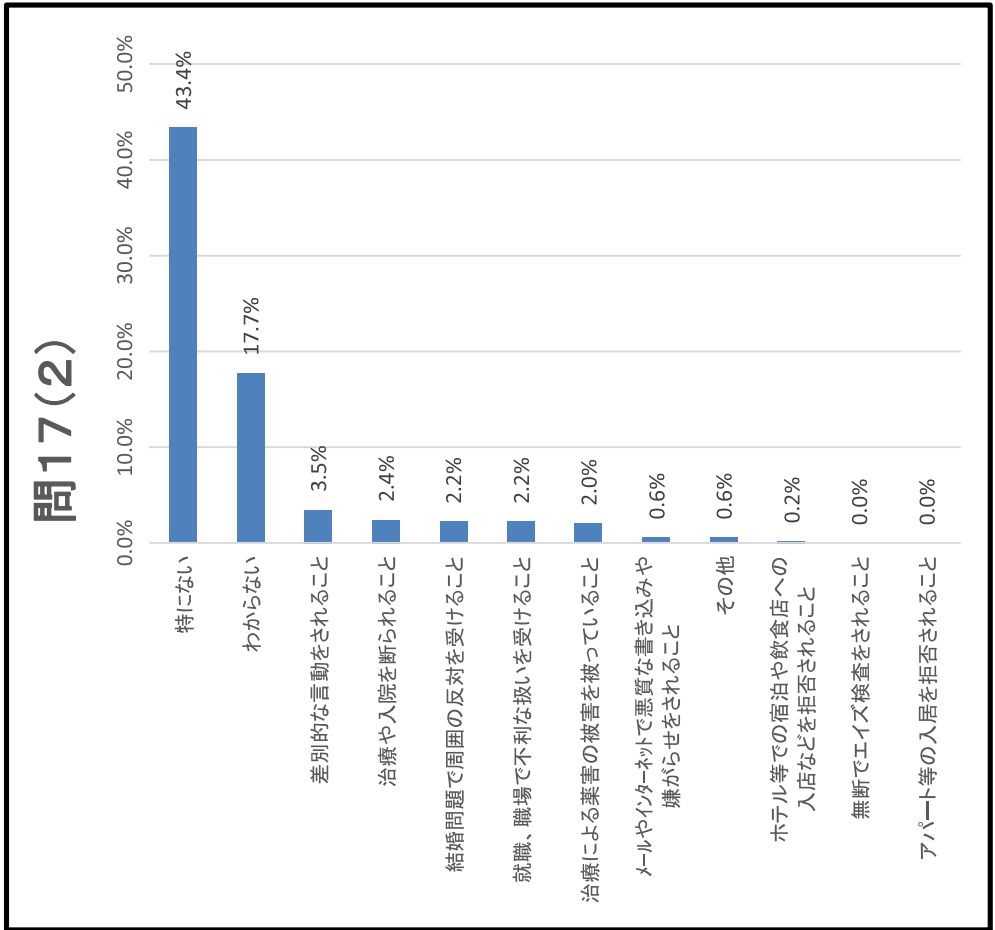
(20) 感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞

問17(1) : あなたは感染症患者等 (HIV感染者・患者等) に関することからで、問題があると思われるにはどのようなことですか。(3つまで)



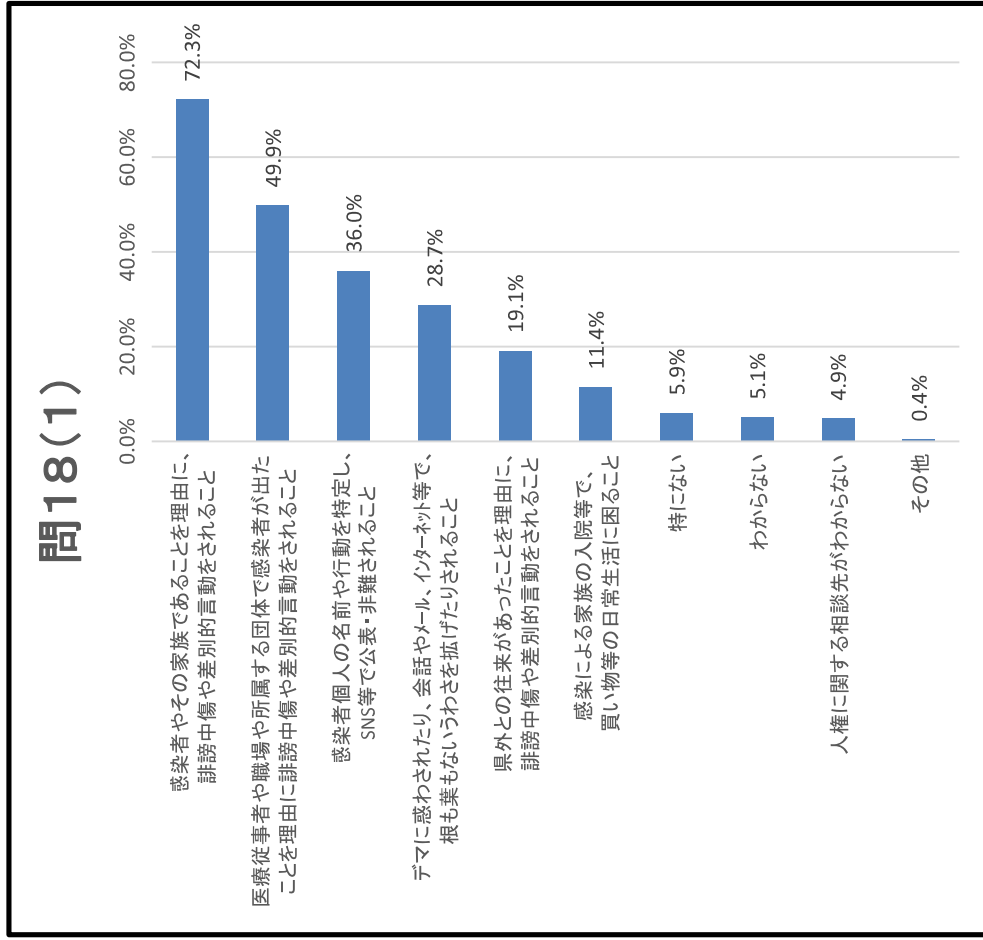
・「治療による薬害の被害を被っていること」が前回調査29.9%から15.4ポイント低くなっているが、「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること」が7.1ポイント高くなっている。(県調査2.7%→5.3%)

問17(2) : 感染症患者等 (HIV感染者・患者等) に関することからで、あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものはありますか。(3つまで)



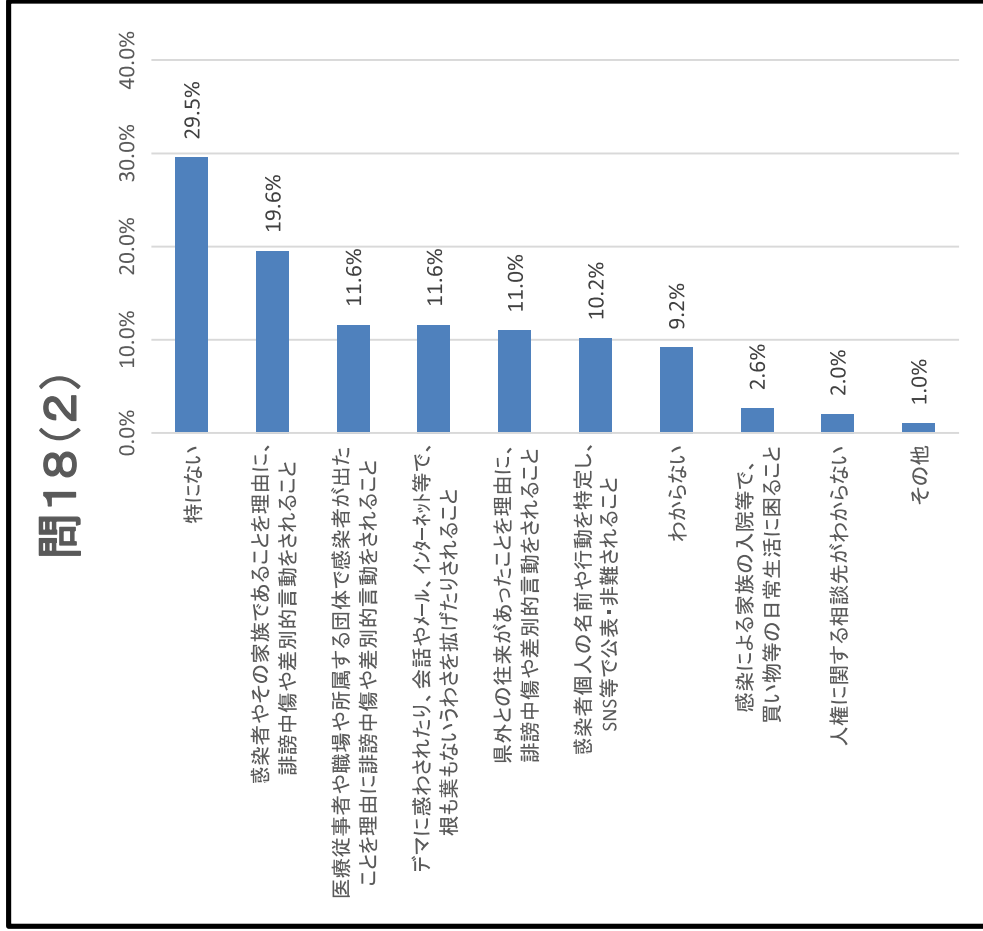
・前回調査にはない。県調査でも、同様の傾向がみられる。

問18(1) : あなたは、感染症患者等（新型コロナウイルス感染者やその家族・医療従事者等）に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（3つまで）



・前回調査にはない町の独自項目。「感染者やその家族であることを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること」が72.3%と高く、「医療従事者や職場や所属する団体に感染者が出たことを理由に誹謗中傷や差別的言動をされること」が49.9%と高い。

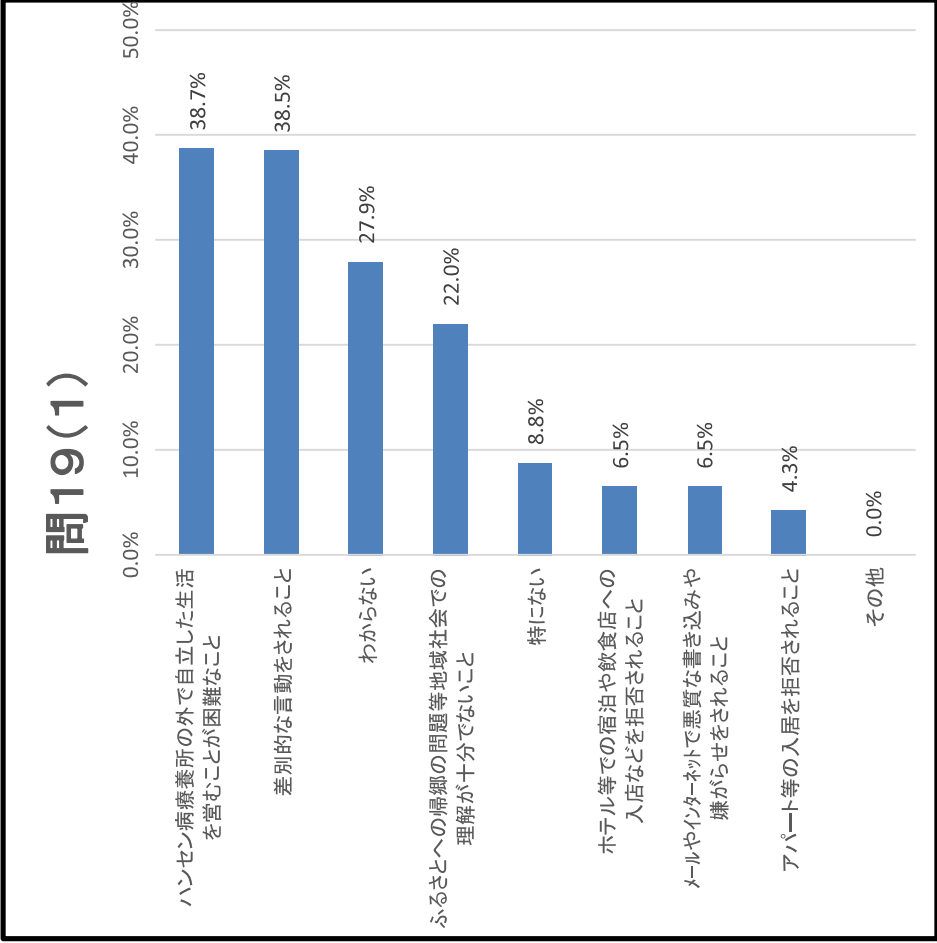
問18(2) : 感染症患者等（新型コロナウイルス感染者やその家族・医療従事者等）に関することがらで、あなたが見聞きしたものはありますか。（3つまで）



・前回調査にはない。感染症患者等（新型コロナウイルス感染者やその家族・医療従事者等）に対し、誹謗中傷や差別的言動が見聞されている。

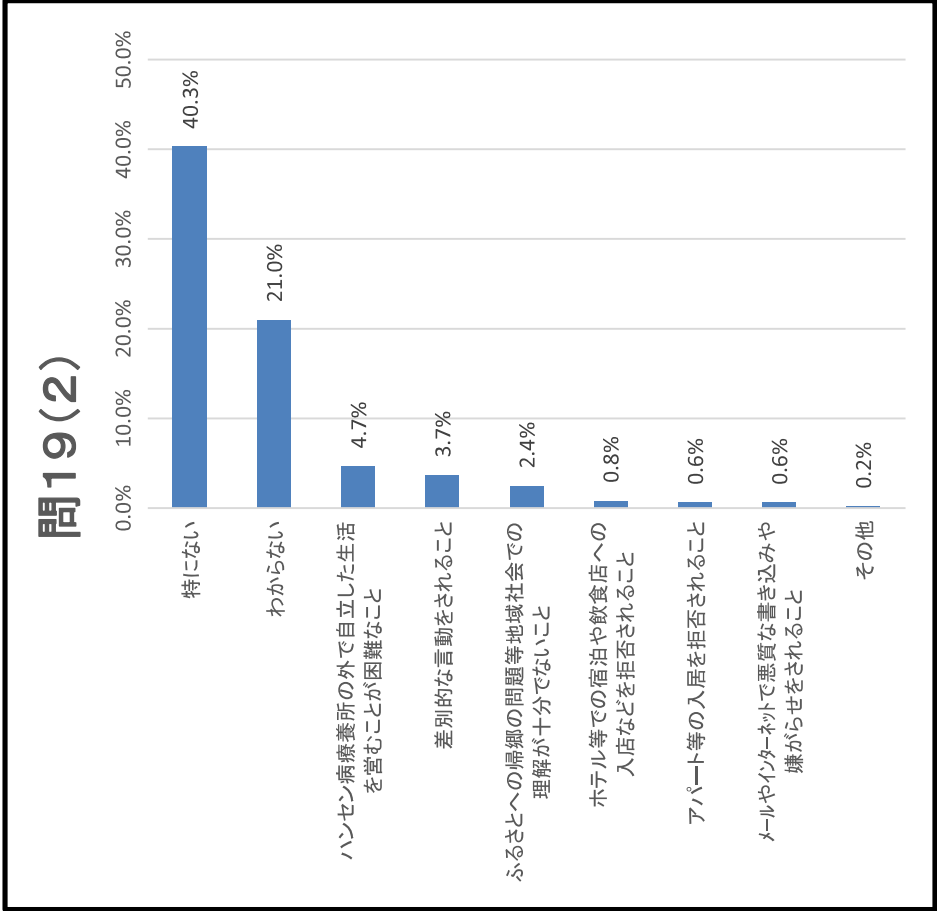
(21)ハンセン病問題に関する人権上の問題点と見聞

問19(1)：あなたは、ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者とその家族）に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（2つまで）



・「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」は前回42.9%から4.2ポイント低くなり、「差別的な言動をされること」は27.6%から10.9ポイント高くなっている。（県調査では、上位2項目が、30%前後となっている。）

問19(2)：ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者とその家族）に関することがらで、あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありませんか。（2つまで）

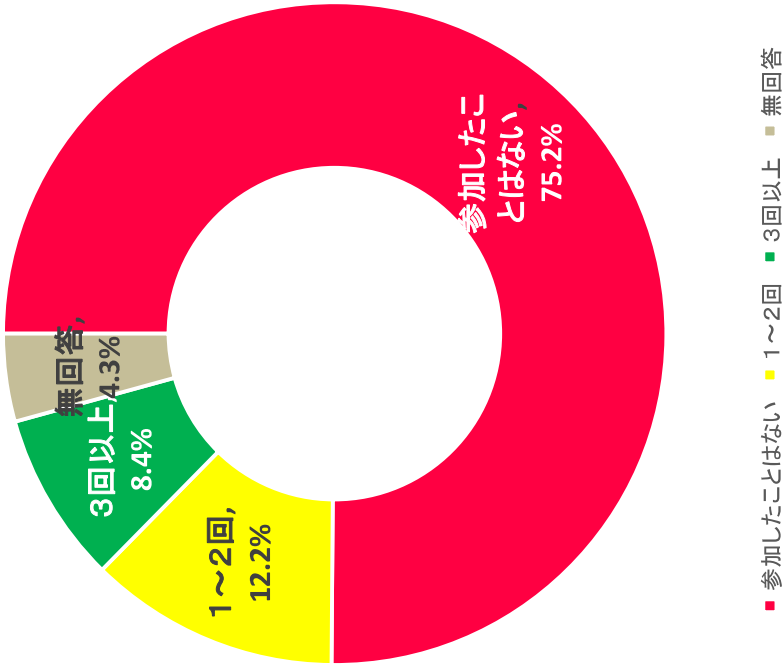


・前回調査にはない。県調査と同様、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」や「差別的な言動をされること」、「ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと」等見聞きされている。

(22) 講習会・研修会・学習会等への参加経験

問20 : あなたは、県や市町のほか、職場や民間団体等が実施した講演会・研修会・学習会等に、過去5年間で何回参加されたことがありますか。

問20

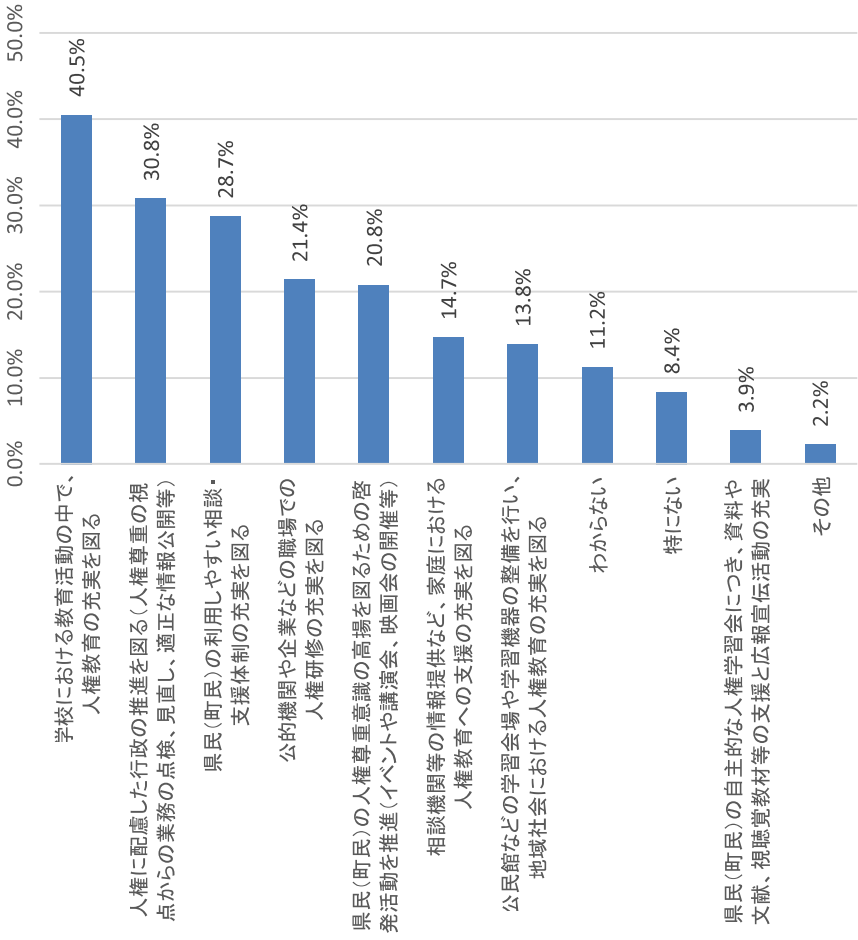


・前回調査にはない。講演会・研修会・学習会等に参加したことがない人が75.2% (県調査80.1%) と多くの人が参加したことがない。

(23) 人権に関する取組の今後の条件整備

問21 : あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。(3つまで)

問21



・「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が前回調査53.5%から13ポイント低く、県調査より4.9ポイント低い。「人権に配慮した行政の推進を図る」は県調査より6.3ポイント高い。ほとんどの項目で前回より低くなっているが、「公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る」が県調査とも若干高くなっている。

【用語解説】

◆本指針における「町民」とは、町内に暮らす全ての人々。

◆日本国憲法

本指針の P64 に基本的人権に関する条項を掲載。

◆S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス (サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

◆世界人権宣言

本指針の P59 に掲載。

◆人権に関する町民意識調査

町民の人権に関する意識を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とするため、令和 3 年 (2020 年) 3 月、町内に居住する 18 歳以上の男女 1,200 人を無作為抽出法により実施したもの (有効回収数 491 票、有効回収率 40.9%)。

◆女子差別撤廃条約

外務省による略称。女性差別撤廃条約と呼ばれることもある。

◆ビジネスと人権に関する指導原則

人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示したもの。

◆持続可能な開発目標 (S D G s)

平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDG s) の後継として、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない (No one will be left behind)」ことを誓っている。

◆本邦外出身者

日本以外の国または地域の出身者のこと。

◆ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、国籍等を差別的な意図をもって貶 (おとし) める言動。

◆持続可能な開発目標実施指針

日本が 2030 アジェンダを実施し、2030 年までに日本の国内外において S D G s を達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられている。

◆「ビジネスと人権」に関する行動計画

今後政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入・促進への期待が表明されており、この行動計画の実施や周知を通じて、責任ある企業行動の促進を図ることで、日本企業の企業価値と国際競争力が向上するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待されている。

◆プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

◆パワーハラスメント

厚生労働省においては、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されている。

◆セクシュアルハラスメント

広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

◆D.V

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略で、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）により、身体的な暴力だけでなく、心身へ有害な影響を及ぼす言動（精神的・経済的・性的・社会的なもの等）も暴力の対象とされている。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

◆児童虐待

親などの保護者がその監護する児童に、暴力など児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の4種類がある。

◆ヤングケアラー

一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどもとされ、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造が問題となっている。

◆認知症

アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

◆バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが、日常生活や社会生活を営む上でさまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。建物や移動経路の段差の解消など物理的なもののほか、心のバリアフリー、制度のバリアフリー、情報のバリアフリーなどがある。

◆障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

◆インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

◆部落差別（同和問題）

国は、「部落差別は同和問題に関する差別」として人権教育・啓発白書等で使用している。

◆情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化

山口地方法務局が発表する「令和４年における山口県内の『人権侵犯事件』の状況(概要)」においては、救済措置を講じた具体事例として「インターネット上の掲示板に、実在する特定地域を同和地区であると摘示する内容が書き込まれている旨、法務局に情報提供がなされた」などと示されている。

◆多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

◆A I D S（エイズ：後天性免疫不全症候群）

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）によって引き起こされる病気の総称。H I Vに感染した人が、免疫の低下により厚生労働省が定めた 23 の合併症（日和見感染症等）のいずれかを発症した状態。

◆O 1 5 7

病原性大腸菌のうちの一つのタイプ。大腸菌の多くは無害だが、このO 1 5 7は発症すると腹痛や下痢、血便をおこす。

◆新興感染症

最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症（国立感染症研究所）。

◆有害情報フィルタリングサービス

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

◆マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題

海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）など海洋に流出しているプラスチックごみは世界全体で少なくとも年間800万トンとの試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、海洋ごみ問題は世界で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

◆性同一性障がい

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

◆5つの要素

性のあり方には大きく分けて5つの要素があり、それぞれの組み合わせによってさまざまな性のあり方が形作られている。

生物学的性	生物学的に決定される性
割り当てられた性	出生時に外性器から判断される性
性的指向	愛や性愛の対象として魅力を感じる性
性自認／ジェンダーアイデンティティ	自分がアイデンティティを持っている性
性表現	他者にジェンダーとして表現する性

◆LGBT

セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた総称。

L・・・レズビアン（女性同性愛者）

G・・・ゲイ（男性同性愛者）

B・・・バイセクシュアル（両性愛者）

T・・・トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）

◆ストーカー

同一の者に対し、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を反復して行う人（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条）。

◆インフォームド・コンセント

医療行為の過程で、医療従事者が、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分にを行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うこと。

◆ハンセン病

「らい菌」に感染することで起こる感染症。「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもない。

◆ハンセン病を正しく理解する週間

ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを週間としている。

◆企業への期待

その規模・業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと）を導入すること。

参 考 資 料

- 世界人権宣言 59
- 日本国憲法（抄） 64
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 66
- 田布施町人権施策推進審議会規則 68
- 田布施町人権施策推進審議会委員名簿 70

世界人権宣言

昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の追訴を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 1 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 2 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好

関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは、人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 1 1 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 1 2 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 1 3 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 1 4 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

田布施町人権施策推進審議会規則

令和7年6月26日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、田布施町附属機関設置条例（平成30年条例第18号）第9条の規定に基づき、田布施町人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 人権に関する施策の基本方針に関すること。

(2) 人権に関する施策の推進に関すること。

2 審議会は、前項に掲げるもののほか、人権に関する施策の推進に必要な事項について調査審議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 各種団体の構成員

(2) 識見を有する者

(3) 行政関係者・学校関係者

(4) 前号までに掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、次に掲げるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問う方法（以下「書面会議」という。）をもって、会議に代えることができる。

(1) 緊急の必要があり審議会を招集するいとまがないとき。

(2) 災害その他の理由により、審議会を招集することが適当でないとき。

(3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

7 会長は、書面会議を行ったときは、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、令和7年6月26日から施行する。

田布施町人権施策推進審議会委員名簿
(任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日)

五十音順

氏 名	所 属 等	役 職
亀 田 典 志	田布施町社会福祉協議会 事務局長	副会長
河 村 崇 文	社会教育主事（県派遣）	
川 本 卓	田布施町校長会 会長	
河 本 弘 幸	柳井保護区保護司会 田布施地区長	
高 橋 邦 子	行政相談委員	
竹 谷 和 彦	田布施町子ども会育成連絡協議会 会長	
為 重 修 治	田布施町商工会 副会長	
長 合 保 典	町民福祉課長	
長 迫 晃	田布施町人権擁護委員	会 長
中 村 享 郎	田布施町民生委員児童委員協議会 会長	
西 本 篤 史	田布施町老人クラブ連合会 会長	
西 本 浩 二	田布施町青少年健全育成町民会議 副会長	
丸 尾 洋	田布施町心身障害児（者）父母の会 会長	
村 上 享	田布施西小学校教頭	
山 中 浩 徳	教育次長兼学校教育課長	

注）この名簿は、令和7年10月1日現在のものです。

田布施町人権施策推進指針

「一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまち 田布施」をめざして

発 行 : 令和8年(2026年)3月

編集発行 : 山口県田布施町役場総務課

〒742-1192 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1

電 話 0820-52-2111 (代表)

ファックス 0820-53-0140

メー ル soumu@town.tabuse.yamaguchi.jp

ホームページ <https://www.town.tabuse.lg.jp>